公共施設等のあり方に関する

調査特別委員会会議録

平成22年2月9日(火)

(開会) 10:03

(閉会) 18:18

委員長

議案第137号飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の補 足説明を求めます。補足説明があれば補足説明をよろしくお願いします。ありませんか。

生涯学習課長

補足説明はありません。

委員長

補足説明はないそうですから質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます日本共産党の川上直喜です。前回での質疑で頴田図書館を廃止する理由 についてお聞きしましたけれども、端的に言って現在約50万円の図書購入費を10万円程度 に切り下げて40万円財政縮減効果図りたいということ、そういう答弁だったと思います。確 認をしたいと思います。

生涯学習課長

そのように答弁いたしました。

川上委員

そこで私は12月議会最終日の本会議の委員長報告に対する討論で継続審査は認めるものだ けれども問題が幾つもあるという指摘をしたつもりであります。そこでですね、齊藤市長にお 尋ねいたしますが、市長は12月議会で来る4月の市長選挙に出馬するという意思表示をされ たわけです。こんにちまでそれに向けた市長の政策をまだ見ておりませんが、この頴田図書館 については充実を求める住民の声、あるいは市議会の全会一致の請願採択もあるわけですね。 そうであるが、齊藤市長は年間40万円の財政縮減を図るために頴田図書館を廃止するという ことが事実上市長の政策ということになると思いますが、そういう理解でよろしいですか。

市長

政策と、図書館の廃止というお話はさせていただきましたけども、図書室というような考え 方もあると思うわけです。そういう中でですね、あのときの川上委員の質問の中で国からおり ている図書における費用ですね、総枠ではですね、だいたい全体の金額からいったら超えては いるんです、国からきてる予算よりも一般会計から出してる数字のほうが超えてはいるんです けれども、今まで町としての図書館としての位置づけであったわけですから、その金額に対し てはもう一度再考しなきゃならないのかなという考えではおりますけれども、館として残すか どうかということに関しては一応残さないというような方向では考えておりますけど、予算、 図書室、本市のですね、本の予算等に関して10万円というようなお話がございましたけれど も、それに関しては町にあった図書館でありますからある部分では、再検討しなきゃならない のかなというふうには思っております。

川上委員

市長の今のお話はやっぱり図書館としては廃止すると。図書室にすると。法律の枠からは外 すということなんですね。しかし課長が前回答弁した50万円程度を40万円浮かせて10万 円にするということについては今の答弁は10万円よりは上にしたいということなんですね。 検討すると。それは市としての意思統一をした中での答弁ですよね、確認します。

生涯学習部長

今、市長が申されましたように図書費については再考するということでございます。

川上委員

田子森部長に聞きましょう。現在、予算は52万円なんですね。できるだけ執行残を残すようにと、あなた方指導してる。そういう状況の中で図書費については再考すると言われたんだが、どの程度を再考するんですか。52万円上ですか、下ですか。

生涯学習部長

先の委員会におきましてやはり図書購入費が減額されることによりましてサービスの低下と いうこともつながることになりますので、現行のままなのか、もう少し下げるのか。そういっ たところの金額で決めていきたいと考えております。

川上委員

現行のままでいくのか下げるのかを検討すると。いうふうに今言われたんですね。12月議 会では40万円削って10万円にするといわれたどうして、今のように考えが変わったんです か。

生涯学習部長

先ほど市長が述べられましたが今までの頴田図書館というのが1つの町で館を運営しておら れましたので、そういった面からすれば規模的にも他の公民館の図書室とは少し違うんではな いかということで、図書の充実ということも含めまして先ほど言いましたような金額で検討し ていきたいということでございます。

川上委員

頴田がもともと町であったというのは12月議会以降初めて気がついたんですか。そうではないでしょう。最初から頴田町じゃないですか。承知の上じゃないですか。それを承知の上であなた方は40万円削ると。堂々と答弁されたわけです。今日は40万円までは削らないと。現行でいくか、どのくらい下げるかは今検討中だというわけですね。そういうふうになぜ考え方が変わったのかと訊いてるわけです。頴田町がもともと一つの町だったことは12月議会のときもそうでしょう。その理由は納得できません。本当の理由を聞かせください。

生涯学習部長

先ほど申しましたように、頴田町という1つの町の中で図書館が図書室で運営されておりま して、合併後は図書館となりましたけどそういったところの蔵書の必要性といいますか、そう いうところを考えまして、いろんな図書費の金額をいきなり10万円に下げることのはいかが なものかということで内部で検討した結果、そういうふうなもう一度考えるということでござ います。

川上委員

いきなり10万に下げるのはいかがなものかと、順を追って下げていくということなんです ね。部長、二瀬、幸袋、鎮西は10万円なんでしょう。で、頴田だけね50万円を続けるとい うわけにはいかないんでしょう。不公正があるということなんでしょう、あなた方のこの間の 答弁で言えば。だからあなたの今の答弁は、順を追ってそこに引き下げていくということを言 ったに過ぎないでしょう。そういうことなんですね。

生涯学習部長

先ほどの答弁につきましてはそういうことではございません。今の図書館から図書室になる 中で、頴田の図書購入費はやはり現行程度の額の購入費がいるんではないかということで、先 の8公民館のことについて比較して将来的に、書いた図書室についても相当の要素ということ でございます。

川上委員

じゃあ、頴田の図書室だけ特別扱いして現在52万円のところをその40万とかにしようと かそういう考え方をするわけですね。ずっと。10万とかにいうところまで下げない。そうい うことを考えてるわけですね。お尋ねします。

生涯学習部長

現状ではそういうところまで考えておりません。

川上委員

そうするとね、先ほど市長は金額についてはね、削減する金額についてはもう少し考えたい と。できるだけ不利益にならないようにしたいというニュアンスだったんだけど、部長の今の 話だと市長の言われてることと違うでしょう。だから皆さんが統一的に考えて、意思が一致し て答弁しているのかと最初に聞いたでしょ。一致してないじゃないですか。

教育長

川上委員がおっしゃってることよく分かるんですけども、内部でもいろいろそのことについ ては話し合いをしました。できるだけ住民のサービスの低下を来さないということがベースに ありながら、あるいは部長が言いましたように、また市長もお話がありましたように、そうい う意味からいえば10万円になることはサービスの低下を来すという前回の指摘もありました し、その後内部でも何とかできないかという話をする中で、現状をできるだけ近づける形でや っぱり予算も確保していき、サービスの低下を来さないような方向性で再度考え直していかな くていけないということで、そういう意味では意見が一致しているというふうに思ってます。 それを将来的に他の公民館図書室にやる、同じような形で変わっていくのかということについ ては今の段階ではそのことまで含めて考えたことではありません。そこまで現在の50万円に 近いそれに近づくような形で努力した後はそれを維持できるように努力していきたいというこ としか、現時点では言えないというふうに思います。そういう気持ちだけはお汲みいただきた いと思います。

川上委員

私はこう思うんですよ、市長。今年は国民読書年なんですね。2年前に衆議院でも参議院で も同趣旨のことが決議されている。そして民間の団体も含めまして学校図書室それから公立公 設の図書館充実を図ろうというふうに言ってるときなんですよ。まさにそのときに齊藤市長の もとで4年間最終場になってね、頴田図書館をは廃止すると。今の話で言えば、12月議会で は40万円削るためだ、と。今の話だとね、何万円削るか分からない。財政縮減効果ほとんど ないじゃないですか。だから私は12月議会で、これが齊藤市長の言う文化の薫り高いまちづ くりかと言ったと思います。財政縮減効果も今の話だとますますないでしょ。だから行財政改 革の基本路線に基づいて行われているはずのこの方針はね、もともとの出発から問い直さない といけないということじゃないんですか。財政縮減効果ないでしょ。どう思われますか。

教育長

当然行財政改革の一環として、この第1次実施計画は出来上がってるというふうに思ってお ります。全体の施設を見直す中で縮減できるところは縮減していこうという形で第1次実施計 画はでき上がってきてると思いますが、私の立場からいえば教育施設についてはそれをベース にしながらも教育的配慮を十分考えつつどういうふうな施設のあり方が一番いいのかというこ とについて内部で十分検討したそうです。それでもかなりこう無理をしたんじゃないかなとい うところもなきにしもあらずですけども、それを含めながら考えていった中で飯塚市立図書館 のあり方についても検討をし、その中の頴田図書館についても考えていったところでございま す。前提に行財政改革がましてやあるんで、縮減効果がなければ計画が実施できないという形 じゃなくって、やっぱり教育的にも十分配慮された中でないといわゆる財政効果だけを狙った だけではやっぱり十分でないということは重々承知しつついわゆる教育におけるサービスも低 下させない形の中でこの行財政改革を可能な限り進めていかなければいけないと思ってますの で、財政効果だけを狙っているわけじゃございませんのでご理解いただきたいと思います。

川上委員

図書館法から頴田図書館を外しておいて、財政効果だけをねらっているわけではないという 教育長の答弁は、住民も納得いかないと思いますね。住民の声は聞かれてるでしょう。頴田図 書館を充実してもらいたいと。5千冊というけれども、あそこで開架になってるのは5千冊な いでしょう。議会でも請願が採択されてるじゃないですか、全会一致で。これは百も承知でし ょ。だから、頴田図書館は充実するというのが議会の声でもあり住民を声でもあるわけですね。 それを百も承知で、廃止するという提案をあなたはされた。で、理由は、教育長が今、いろい ろ言われるけど、あなたの部下は12月から一貫して財政縮減効果と言ってるじゃないですか。 12月でもそう言った、10万円にするのが目的と12月で言って、それは変わってないのか と聞いたら、変わってないと言ったじゃないですか。5分ほどの間にあなたはそう言われたん だけど、財政縮減効果を狙ってるのがあなた方の基本でしょう。しかし、その額というのは、 もう微々たるものですよ。名古屋の事務所を、この期に及んでもう一年、維持しようとしてる わけでしょう。そんなことと比べてみればね、あなた方の財政縮減を狙った方針とも矛盾して るわけですよ。住民の声にも議会の声にも反している。それから、自分が掲げた財政縮減の路 線とも矛盾している。なぜ、これを閉めないといけないのか、と。答えは一つしかないでしょ う。12月から今日までの間にいろんなことがあったんでしょうけど、答えは一つしかないで すよ。今、あなた方が答弁したことはね、特に市長が答弁されたことは、私は、住民の立場か ら見れば、4月の市長選挙対策、そのために40万円削るところを、もう少し削り幅を小さく しますと言ったに過ぎないと言われても仕方がないんじゃないですか、市長。どうですか。

教育長

その辺ですね、前回のときも私、今、お話しがあった分について、合併時の話を前回のこの 中でもしたと思いますけれども、合併時に飯塚市立図書館を設置し、あと4つの図書館につい ては、条例の中では分館的取り扱いになってスタートをしております。正式名称は「飯塚市立 図書館頴田館」です。「頴田図書館」と私たち言っておりますけれども、「頴田図書館」とい うのは通称です。飯塚市立図書館頴田館という形でスタートをして、いわゆる館長は、飯塚市 立図書館に館長がおって、図書館法に基づく図書館というのは、それに司書とかそういう事務 専門の事務職員がおって図書館というのは成り立つ形になっておりますので、それぞれ独立し た形で、図書館法に基づく図書館ではでありますけれども、それぞれ独立した館としての図書 館という形にはなってないんですよ、合併した当時ですね。で、平成20年から指定管理者制 度が入ってまいりました。指定管理者制度が入ってきたときに、飯塚市立図書館と、それから 筑穂、庄内の図書館がその傘下に入りました。ですから、そこについては飯塚市立図書館とい う形で動けるんですけれども、あと、穂波の図書館と頴田の図書館につきましては直営という 形をとっております。直営という形をとったときに、果たしてその図書館が図書館法でいう図 書館かということを検討したわけです。その中で、図書館法にいう図書館であるとするならば、 当然、館長がいて、司書がいなくちゃいけないということが条件として当然加えられてくるわ けでございますので、そういうふうに二つの図書館を見たときに、穂波のほうには司書がおり ます。で、館長は置き換えるという読み換えがあって、市の生涯学習課長が館長をし、そして 頴田のほうには司書がおりません。公民館の職員しかおりませんでしたので、図書館としての 体をなしてないという現状が平成20年から起きてきておったわけでございます。そういうこ とでございますので、まあ、検索システムは全部の図書館に入れ込んでおったわけでございま すので、その機能は落とさない、それから住民のサービスも落とさない形で、頴田については 昔の公民館図書室に置き換えていこうという形で、そういう形を考えたので、置き換えていく 以上は廃止条例を出さないとそういう形になりませんので、頴田については廃止条例を出させ ていただいたということでございます。それから、先ほどもちょっと言われましたけれども、 そのときに、今まで頴田図書館と言ってたのを公民館図書室に変えるわけですから、行財政改 革の財政縮減効果というのをねらったような形でお話しになりましたけれども、それは確かに

その時点では考えたのは事実です。そのときに、それはサービスの低下につながるじゃないか という指摘がありました。ということで、内部で検討し、できるだけサービスの低下につなが らないということが前提でございましたので、やっぱりもとに戻す、それに近い形で、頴田の ほうは公民館図書室になっても維持すべきじゃないかということで、そういう方向性を出した ということでございますので、何もその選挙をどうのこうのという形は毛頭考えてないし、指 摘があった、サービスを落とさないということだったじゃないかということだから我々も検討 してそういう方向性を出したということでございますので、それ以上、越えた形での判断はし てほしくないと思います。

委員長

市長に答弁を求めておりますけど、質問者は。その前に教育長がお答えになりましたけど、 市長、答弁されますか。それとも、教育長が答弁されたことで置き換えるならば質疑を許しま すけど、いいですか。はい。

川上委員

私が市長にお尋ねをしたところですね、教育長が合併以前からの話を展開されて、市長選挙 のことは関係がないと市長に代わって言われたわけですね。まあ、教育長が「関係がある」と 答弁したら大変なことと思いますけど。それで、市長にはまた改めて後ほど質問をしますけれ ども、重大なことを言われたので教育長にあえて聞かないといけないんですが、教育長は、 1市4町の合併協定項目ということについては余り重視しないということのようですが、合併 協定項目の中でこういうふうになってるんだけど、どういう協議を経て頴田の図書室が法に基 づく図書館になったのか、と。そこのところ、先ほどお話しにならなかった。頴田の公民館図 書室が、なぜ飯塚市立の図書館に、法に基づく図書館になったのか、したのか、と。そこにつ いてはどういうご認識ですか。

教育長

私たち、合併の話し合いの時に教育長がほとんど出てないんで、事前にどういう話があった については、私はよくわかりません。そしたら、飯塚市立図書館条例から3月26日に設置さ れた段階で、第2条に飯塚市立図書館というのがはっきり明記されまして、その図書館に地域 館を置くというふうに条例上、なっているわけでございますので、この事実は条例で確立され てますので、それをベースにしてお話をさせていただきました。

川上委員

だから、私はそこを聞いてるんですよ。教育長はね、どうして頴田の公民館図書室を図書館 法に基づく市立図書館にしたのか。どういう議論を経てそういうことをしたのか、協定で合意 したのか、そこを語ってもらいたいというふうに言ったわけですよ。

教育長

聞いている範囲では、確かに頴田の図書館というのは公民館図書室だったわけですから、司 書も十分でなかったという話は聞いてます。で、図書館にすることによって、頴田の図書館も 充実させていくという方向が語られたということについては知っております。

江口委員

今、合併の時の取り決めで、5館にはなるんだけれど飯塚館が本館でその他は地域館という お話がありました。そう言われましたですよね。ちょっとそれを確認したいんです。合併協定 の項目の中では5館図書館とするという話ではあったといますが、本館と地域館、本館と分館 という関係性ではなかったと思います。それを確認したいのが一点。それともう一つ、司書に ついて、頴田は置いてなかったというお話がありました。穂波は司書を置いてたんだけれど、 頴田は置いてなかったというお話がありました。で、公民館には人を張り付けてますよね。そ この中で働いていただいてる方の中で、現在がどうなのかと、それと過去も含めて、司書を配 置したことがあるかないか。この二点、ちょっと確認させていだけますか。 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再開 10:44

委員会を再開いたします。

生涯学習課長

先ほどの質問ですけど、合併当時においては穂波図書館、頴田図書館については協定の中で 飯塚市立図書館の別館とするようになっておりました。ただし、これについては合併までに施 設の整備とか資料の整備及び図書館業務の運営方法について合併までに協議するというふうに なっておりましたので、その結果、旧1市4町の図書館を同列に並べた中で、旧飯塚市の図書 館を図書館とし、残り4町の図書館については地域館とするように条例で変えております。そ れから頴田図書館の司書件でございますが、合併前については司書が配置されておりませんで した。合併後、公民館職員の中に図書の司書の資格を持った職員がおられますのでと、その方 が併せて公民館図書室のお世話もしていただいております。

江口委員

確かに、条例で見ると地域館となってるんですが、5館同列という意識が結構あったんでは ないかと私は記憶しております。で、それと一点、先ほど司書の話をされました。おられるの ではなくて、配置をしたんですよね。それで、図書館になるので、必要だから配置をしたんで すよね。こういったことを考えて、今のお話、予算に関しても、課長は当初、50万円から 10万円というお話をされた。これは市長と教育長は、そうではないお話をされる。きちんと 統一がとれているのかどうか不安なんです。この分に関して、教育委員会、事務方ではなくて 教育委員会の中で、12月議会以降どのような、この条例に関してですね、頴田図書館の廃止 並びにほかのですね、この議会の中では穂波の図書館、それも併せて検討するべきだというお 話が出てました。そこに関して教育委員会の中ではどのような議論があったのか、ご紹介いた だけますか。

生涯学習課長

頴田館の議論につきましては、本来であれば図書館である頴田館にも専門的な職員を配置し ておくのが望ましいのですが、旧頴田町当時は図書室ということもありまして、以前から図書 司書、専門職員が配置されておりませんでした。合併後、現状のまま図書館となりましたが、 現在においても図書の専門的な職員は配置しておりません。一応、そういう形で、司書を置け る状態かどうかということも含めて教育委員会の中で協議をし、現状では司書を置くというこ とが非常に難しいということから、図書室に変更するという形で協議をいたしました。

瀬戸委員

今、答弁の中で図書館、地域館という言葉が出ましたけど、結局、地域館といっても、図書 館法でいう図書館に1回、格上げしたわけでしょう。合併の当時、したわけですよね。そして、 合併の大前提は何でした、市民とのお約束は。サービスは高いところへ、負担は軽く。全然逆 行してるじゃないですか。司書がいなければ、そこに配置するのが当然じゃないですか。はじ めは合併するためにいろいろ、みんなサービスは良くなるよ、と。負担は軽く、と。それで合 併してきたわけでしょう。そしたら、行革のもとにおいて何もかも削ってしまおうと。それは ね、そこまでやってみて、頴田館が利用者が少ないとか、全然お客様が来ないとかいうんだっ たら、そういう検討をされても然りと思うけど、何か、いないからそういうふうにします、み たいなね、それはちょっと違うんじゃないの。どうですか。

生涯学習課長

今、言われましたように頴田の図書館についても利用実態等を調べております。特に平成 20年度、頴田地区にお住まいの方で図書館を利用されてる方が4,720人ほどいらっしゃ るんですが、どの図書館を利用されているかということも調べました。頴田地区にお住まいの 方で、頴田図書館以外の市立図書を使っておられる割合が約80%ということもありますし、 平成20年度の利用者については19年度より伸びておりますが、21年度、12月末現在で は若干減少傾向にあるというのも事実でございます。

瀬戸委員

利用者が少ないということを言われてるんでしょうけどね。司書も置かない、館長も置かな い。何もサービスを向上をさせないで減るのは当たり前ですよ。そうじゃないですか。きちっ と揃えたうえで図書館の体をなしてやれば、もっと利用者が増えたんじゃないですか。違いま すか。

生涯学習課長

合併後、図書館については、頴田図書館も含めましてサービスの向上について努めておりま す。例えば検索システムの導入とか図書館の相互貸し出し利用サービスの導入とか、そういう ことで利用者の拡大を図る努力は行っております。

江口委員

さっきお聞きしました、12月議会以降今日に至るまで、教育委員会の中で図書館について どのような議論があったのか、お聞かせください。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:51

再開 10:52

委員会を再開いたします。

教育総務課長

先ほどの委員の質問でございますけれども、1月13日に開かれました教育委員会会議の 1月の定例会におきまして、12月議会の、市議会の報告ということで、報告をいたしており ます。その中で、この図書館条例については継続審査となった旨を報告いたしております。し かし、その中での委員から、この件に関しての委員の質疑等はございませんでした。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

端的にお伺いしたいんですが、まず、これは12月議会で継続審査となりました。で、今回、 1カ月ちょっとあるわけですけれども、私の思うのは、今、議論でさんざん出ております、現 在52万円あったのが10万円になると。で、サービスの低下はしないという前提からいくと これはおかしいので再検討する用意がある、こういうご答弁であったと思います。市長自らこ れはご答弁いただいたので間違いないと思いますが。そこで、私は思うんですけれども、なん でそういった具体的な金額の提示、そういうご答弁のご用意がないのかなと思うんですよ。例 えば、52万円で、これを40万円にします、30万円にします、20万円にします、これで いかがでしょうか、というのがやっぱりないことには、何を基準で考えていいのかというのが あるじゃないですか。サービスの低下というのもですよ。そういった議論がなされてなかった のかな、と私は非常に不思議に思うんです。ただ、もう、改正ありきでこれが提案されておる わけですよ。そういった具体的な金額の提示なんていうのが検討なされてあったのか、それと も、全くそういうことまでは考えてなかったのか。再検討するということにもなるわけです。 この辺いかがでしょうか。

生涯学習課長

前回の委員会において、図書館を廃止して公民館図書室に変更するに当たり、基本的には現

在ある利用者に対するサービスについてはそのまま維持することを前提としていたことから、 図書の検索システムや図書の貸し出しサービスなどは指定管理者の協力を得ながら維持できる ようになりました。図書費の減額による蔵書数の減に対しても、当初、他の市立図書館からの 貸し出し等で補てんできると考えておりましたが、前回の委員会で委員から指摘されたように、 図書室としての維持にはならずサービスの低下につながると内部で判断したため、従来の図書 購入費を維持するように変更いたしました。また、これらのサービスを維持することについて も新たな財政負担が発生しないということも、今回の判断に繋がったということでございます。

原田委員

今、私、質問させていただいたんですけど、全くお答えいただいておりません。ご答弁くだ さい。

委員長

質問者にお願いです。もう一度、質問の内容を的確にまとめてですね、再度質問をお願いいたします。

原田委員

的確にということでございますので、先に結論から申し上げます。なんで、再提案に近いこういった継続審査の議案が上がってきたときに、具体的な数字というのがなんで上がってこないのかというのが、まず第一点であります。その理由といたしまして、52万円から12万円に下げると12月での説明でありましたけれども、サービス低下もなるようなことはしないと。そういうことでこの52万の減額については再検討の用意があるというご答弁がありました。それでは、その経過の中で再検討の用意があるんであれば、なんで具体的な数字が出ないのか。また、この具体的な数字を協議されたことがあるのかどうか、これをお尋ねいたします。

生涯学習課長

まず、額でございますが、52万円という金額についてもちょっと、ご説明させていただい たと思います。図書館における図書の購入費は総額で3390万円となっております。その中 で、当初、各課における配分を決める中で、頴田図書館については合併前と同額ということで 50万円程度を配分する予定にしておりました。その結果、決算として、いろいろ書籍を購入 する、資料を購入する中で、最終的に平成20年度が52万円程度になったというご理解でよ ろしくお願いしたいと思います。当初の配分としては、基本的には50万円という金額を計画 しておりました。それにつきまして今度の考えの中では、それと同額程度を維持すべきじゃな いかという考えでございます。

委員長

それは、数字はわかりました。具体的提案は示されてないので示してくださいということで、 50万円ということを示されたと思います。もう一つ、いつ協議されたのかということを質問 されてますけど。例えば内部検討されたんでしょうか。

生涯学習課長

はっきりした日にちは覚えておりませんが、12月議会終了後、年が明けてから協議をいた しております、内部で。

原田委員

先ほどの答弁の中で、50万円程度は、これは動かさないというふうに私は受けとめたんで すが、それで確認させていただきたいんですが。間違いないですか。

生涯学習課長

同額程度にしたいと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

私は先ほどの教育長のご答弁との関係で、もう少しお話を聞きたいと思うんですが、合併し たのは2006年なんですね。それで、それ以前から随分協議を重ねてきたわけでしょ。その 過程で、少しそれよりはさかのぼりますけど、1999年に、子ども読書年に関する決議を衆 参両院で採択してるんですね。それから2001年には子どもの読書活動の推進に関する法律、 これが立法化された。それから合併の前年には文字活字文化振興法が制定された。こういう国 の努力というのは、国民の様々な要求を受けてきているものですよね。そういう大きい流れの 中で、本市が合併していくんだけれども、そのときに頴田の公民館図書室も図書館法の中に位 置づけていく、で、充実していくというのが当然だったわけですね。だから、ここのところを 抜きにした検討しか皆さんはされてないわけですよ。そして、あろうことか教育長は、自らの 努力不足を棚に上げて、現状が図書館として、あるいは図書館法に基づく図書館としてね、館 長はいない、司書もいない、体をなしておらない、そういう、天につばを吐くようなことまで 言われた。そういう状況の中で、公共施設数等のあり方に関する実施計画が出されて、廃止す るというのが出されている。ところが半年後、議会に出される市民の請願を受けて、議会が全 |会一致で充実を要求する請願を採択するという経過なんですね。これを考えると、先ほど言わ れた教育長の、お金のことだけではありません、社会教育の充実にこれがなるんだというふう に言われたのは、全く矛盾するんじゃないですか、本来あるべき姿と、教育長の言われる姿は。 頴田の図書館を廃止することが、なぜ社会教育の充実になるのか、今の国全体が要求している ような、国民全体が要求しているような太い流れの中で考えたときに、そこのところをお尋ね したいと思います。

財務部長

今、図書館のあり方について質問者が申されておりますが、合併のあり方とか、そういうと ころからスタートになると思います。この合併につてきましては、実際1市4町、財政状況非 常に厳しい中で合併という選択肢を選んだわけなんですけど、それぞれの自治体が非常に厳し い財政状況の中でこういう選択をした中で、合併しても財政状況が良くならないということで、 行革に取り組んできた中で、これは先日、私も申しましたけど、その中の一環として公共施設 のあり方を見直していって第1次実施計画を立てて、その中の一つとして図書館の見直し、頴 田図書館を廃止という条例を提出させていただいております。先日、川上委員からも質問の中 で、交付税の頴田の分がどのくらいということでございましたけど、その中でも飯塚市に交付 されてます交付税、図書費につきましては9200万円程度です。それで、飯塚市の実際の平 成21年度の図書館の費用につきましては1億5700万円でございます。これは、図書館だ けを見ますと6千万円程度多く、飯塚市が交付税に算定されている以上に支出しているわけで ございます。それで、一部だけをとらえていただきますと、確かに不足するとか、そういうと ころがあると思いますけど、飯塚市全体で見ますと、交付税以上の支出をしている現実もござ いますので、その辺もご理解いただきたいと考えております。

教育長

今、部長が言いましたけれども、私としては、教育という立場からいえば、読書ということ の必要性についての大きな流れも含めて、やっぱり新しい飯塚市ができ上がって子どもたちに 読書活動をどんどん推進していくようなことを進めなきゃいけないということについては、十 分自分としても認識してるつもりです。そういう意味ではそれぞれの、旧市が持っておりまし た図書館ないし図書室の充実というのは当然課題としてあったわけでございます。そういう中 で合併していったわけでございますけれども、一方でやっぱり財政的に非常に厳しいという状 況がございまして、それを乗り越えて教育長は自分でやるべきだと言われれば、それについて 私は怠慢だったのかなという気がしますけれども、でもそんな中で精一杯、できる方法は何か ということを考えたときに、頴田の場合に公民館の館長を設置することができなかった、図書 館の館長ないしは職員の設置を加えることはできなかったけれども、図書館法に基づく図書館 としての機能を充実させることはできなかったけれども、従来の図書館の持っておった頴田の システムに加えて、貸し出しシステムであるとか検索システムであるとか、そういうことが加 わりながらも、公民館図書室に変わっても従来の機能を落とさない形で、そしてサービスを維 持するところだけは精一杯努力していかなければいけないという感じの中で、頴田の図書館は 見てきたつもりです。それでも、自分は整備について駄目だと言われたら、もう十分、自分で 反省すべき点だと思っています。

川上委員

一昨年、衆議院が決議した国民読書年に関する決議というのがありますけど、こう言ってる んです。「文字活字は人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ 発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは我々の重要な責務であ る。しかしながら我が国においては近年、年齢や性別、職業等を超えて活字離れ、読書離れが 進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を容認する大きな要因の 一つとなりつつあることは否定できない」。この認識は参議院の決議でも同じです。これが一 昨年の6月に決議されてるわけですね。この立場というのは、私も同意します。教育長も同意 されるでしょう。そうであれば今、頴田館の廃止を言われているというのは、矛盾以外の何物 でもないということを指摘したいと思います。

それから、財務部長が答弁に立たれましたけど、これは12月議会で言われたことと同じこ とを言われてるだけの話です。で、12月議会で何を議論したのか、と。結局は、この廃止に よって財務部は40万円を削減したいと。あるいは、新たに司書の配置による人件費の支出を 抑えたいというだけのことなんです。ところが、一方で国は、頴田地区住民の人数相当額にし てみれば445万円に上る交付税を既に出している。何に使ってるのかということを言いまし たけど、そういう指摘の仕方をしたんです。そこで市長、お聞きしますよ。住民の願い、それ からそれを受け止めた議会の全会一致の請願採択はご承知のとおりです。それにもかかわらず 頴田図書館を廃止しようというのは社会教育の充実には反しておるということ、わかるでしょ う。教育長がいくら言われてもね、小手先のことを並べ立ててもね、矛盾しますよ。反する。 じゃあ、そうまでしてやらないといけないほどの財政事情か、飯塚市が。40万円をそうまで して削らないといけないのかという議論をしてきたわけです。ところが本日になって、最初は 市長が削減幅については検討すると言われた。その次は生涯学習部長が、維持あるいは削減幅 の検討と言われた。そして課長は本日冒頭の答弁をひるがえして、同僚議員の質問に対して 「現状維持する」と。本日の委員会のやりとりの間にそんなふうにころころと答弁が変わって いいとか、無責任に。ここから見える姿というのは、市長が削減幅については再検討すると言 われた、その言葉は、4月の市長選挙対策としか市民は見ないのではないか、ここをお尋ねし たい。これは市長にお尋ねするわけですから、教育長は答弁に立たなくてよろしい。質問いた します。

市長

先ほど、一番最初に質問をされたときに私が聞いていたのは、「12月には頴田図書館の図 書費を10万円にすると言われましたよね」と、私は、川上委員は質問されたと思うんです。 それに対して課長は、「はい、10万円と答弁しました」ということで言って、10万円とい う数字に対して答えただけであって、それを今、そのまま残してやっていくという答弁じゃな かったというふうに私は理解しております、課長の答弁は。その後について、私はこの件に関 して今後、中身をもう一度検討していきたい、と。数字等に関して。それに対して、一応、昨 年の数字が52万円という、50万円という予想の中で52万円という数字があったから、そ れに対して検討せよということですから、それぞれの数字は明確ではなかったと思いますけれ ども、課長としてはですね、その数字の50万円というのを考えてるということで、50万円 で行くということは多分、私は、煮詰まってないと思います。私もその報告を聞いておりませ んから。だからあのときに、そういうことを検討されていただきますという答弁を私は、みん ながしたんじゃないか、と。それで、あともう一人の議員のほうから、その数字はいくらなん だということを詰められたから、課長としてはそれが、去年の数字がそこじゃないかというよ うな中での答弁をしたんじゃないかと思っております。それと、あと選挙に関して。選挙に関 してはですね、全然考えておりません。そういう形で質問されてくると、これから中で例えば、 川上委員が要求されたことも、ほかが要求されたことで、変えていったことは全部それでとら れてしまうわけで、じゃあこれはもう凍結するよ、と。私が前回、12月に答弁したことは動 かすなということしか言えないようになってくるわけですから、それはおかしなことなってく ると思いますから、一切関係ございませんので、そのつもりで今後、ご質問いただければと思 っております。

委員長

暫時休憩します。

- 休 憩 11:13
- 再開 11:15

委員会を再開いたします。

川上委員

市長の答弁が今ありました。私は今日、冒頭に質問をして、課長が答弁されたんですが、そ の質問は、頴田図書館を廃止する理由は端的に言って、現在約50万円の図書購入費を10万 円程度に切り下げて40万円浮かせたいということだと思うが確認したい、と聞いたんです。 これに対して、「そのとおり」とあっさりいう答弁されたんですね。それから、市長選挙とは 関係がないということのようです。そうであれば、切り下げ幅を検討するとか維持するとかい う議論ではなくて、もう財政縮減効果もないわけですから、この際撤回したらどうか、この廃 止議案を。何の不都合もないでしょう、市としては。撤回し、そして頴田図書館は充実する、 住民の願いどおり。そういうふうにしてもらいたいと私は思います。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員

ー点だけちょっと確認なんですけれども、先ほど図書館法の問題を教育長が言われまして、 その中で館長、それから司書という部分の、それが整ってないと図書館とは言えないという部 分、おっしゃっておりました。その部分で言えば、館長と司書がいれば図書館として成り立つ ということになるわけでしょうか。

教育長

図書館法でそういうふうに決められておりますので、館長及び司書等の専門職員を置くとい うことです。公立図書館はそういうふうな法的制約がございますので、それがあればいいとい うことになります。ただ、頴田の場合に、そういうふうな努力が足りなくてという指摘をされ ましたけれども、そういう形はならなかったけれども、公民館図書室、いわゆる従来の形のま まで内容的なもの、人の整備の問題も本当はあるんでしょうけれども、公民館の職員が兼務し ながらも、そういうふうな中身のものを充実させていく。さらに加えて、よその公民館図書室 とは違う、検索システムとか貸し出しシステム等々が当然加わってくるわけでございますので、 それ以上のところまでは行けなかったけれども、公民館図書室になってもその内容の充実は落 ちないという、そういう判断に立ったという意味で言いました。

安藤委員

それでですね、前の頴田町時代の図書室とは随分様子が変わって、ある部分、サービス的に は上がったというふうに私自身も思ってます。それと、この間私も質問させてもらったように、 図書費の額が下がるっていうのは、それはサービス低下につながるんじゃないかという部分で、 現状維持をしていただけるという話も、ありがたい話だなと思ったりするんですけれども、た だ、今言われた館長と司書ですね。そこさえクリアできれば、これは図書館として成り立つと いうことになれば、そこをあえて図書室というシステムに、制度にですね、変えなきゃいけな い部分というのは、なぜなんですか。そこら辺、ちょっと説明してください。

教育長

本来そういうふうな方向で、多分合併のときに話し合った中でもそういうようなことで話が あったと思うし、条例設置のときも、条例上はこういうふうな地域館という形で設置されてき たという経緯もございますけれども、そういう方向を望んできたのかなというふうに私も思っ ております。ただ、合併して以来、やっぱり人的配置等について十分なことができませんでし た。じゃあ置けばいいじゃないかっていうお話でしょうけれども、今の段階でですね、それを 置くところまで行ききらないので、それはもう私の責任かもわかりませんけれども、今、「図 書館」というふうな形で言いにくいんで、公民館図書室という昔の状態に戻す形にはなります けれども、内容的なものについて充実をさせながら、将来的なことは私が今言える状況ではご ざいませんけれども、やっぱり今後の頴田における図書館行政、どういうふうな形でやってい ったらいいのかというのは、今後の課題としては残ってくると思います。思いますけれども、 今の段階では一応、法的にいう図書館とは言えない状況ですので、昔のところに戻して再度検 討し直していくという、そういう考えでおりますので、ご理解いただきたいというふうに思い ます。

瀬戸委員

教育長、今言った、私の力でできない、と。これは何の理由で、今、安藤委員が聞かれた、 理由になってないじゃないですか。結局、司書が置けない、館長が置けない、どうしてですか、 と。行革にかかってるからでしょ。結局、お金がそこにつぎ込めないということを言われてる んでしょ。はっきりそう答えてください、お金がつぎ込めないから、と。

教育長

はい、非常に財政上厳しくて、現段階でそういう人的措置をできないということでございま す。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

先ほどの市長のご答弁の中で確認ということで、課長のほうが「満額を考えている」という 答弁だったわけですね。これは確認をさせていただきました。そしたら、これが現実化するに はですね、財政当局のほうにお聞きしないといけないんですよ。財政当局はどんなふうにお考 えなんですか。

財政課長

平成22年度の当初予算につきましては現在も調製中でございますので、その方向で今、協 議をさせていただいております。

原田委員

片や満額と言い、片や協議をさせていただいております、と。今すぐに、何らかの、やっぱ り我々も判断材料がいるわけですよ。そうじゃないですか、財政課長。わからないですよ。何 ら前回と、具体的な提示が何もないじゃないですか。この件については財政課長、どう思われ ますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:23 再開 11:25 委員会を再開いたします。

財政課長

皆さんのご意見を尊重させていただいて、平成22年度の当初予算に反映をさせていただき たいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:26

再開 11:27

委員会を再開いたします。

川上委員

公共施設のあり方案に関する実施計画の中にはですね、小中学校の建設に関わって公民館を 多機能化、複合化ということで併設する、と。その中に、その場合は公民館の図書室としても、 そのことが問題になるということなんですね。それで、この間にいろいろ皆さんのほうでも、 地元でいろいろ議論されてきてると思うんですけど、本日資料も出てるようですが、少し説明 していただけませんか。この中で図書室をどういう位置付けであなた方が考えておるのか聞い てみたい。答弁求めます。

委員長

質問の内容、わかりますでしょう。複合施設を頴田でつくられておりますが、その中に図書 館を含む考えがあるのかないのか。位置付けはどうなってるのかというような質問だったと私 は思いますけれど。そうですね、質問者。

生涯学習部長

先ほども質問者の中で、小中学校、頴田のですね、学校建設の中に公民館を、併設といいま すか、そういうことをするというような、今、検討はなされておりますが、公民館が設置され るとなれば、当然図書室というものも考えられますので。ただ、その図書室をどのように今後 やっていくかということについて、学校との関係もありますし、そういうことがまだ具体的に 煮詰まったところになってないと考えております。

川上委員

私は、頴田の小中学校の改築、新築についてですね、図書館を併設したほうがいいかどうか については、また別の機会に議論したいと思うんだけれども、あなた方はそう考えてるわけで しょう。で、その中に図書室もつくろうとしておると。そうすると、それは図書館法から外し た図書室でないと学校は建たないわけですか。そのことと廃止との関係は、関係はないんじゃ ないかと思うんだけど、どうですか。

生涯学習部長

頴田の小中学校の建設に関わりましては、公民館を、先ほど申しましたように併設するという中で、当然そういう環境から図書室が必要だろうというところでありますので、図書館法との関係でどうのこうのということで議論をしたことはございません。

川上委員

そうすると、この問題がリンクしてくるんだろうけれども、わざわざ図書館法に基づく頴田 図書館を廃止するは必要ないということなりますが、部長、どうお考えですか。

生涯学習部長

今、ご提案させていただいております廃止議案の中での頴田の図書館のあり方で判断してお りますので、頴田小中学校の建て替えに合わせてどうのこうのということではありません。先 に申しましたように、今後の頴田図書館をどうするかということで、先ほど何度も教育長が述 べてありますけれども、利用実態、現状に合わせたところの、図書室のほうが適切ではないか ということで今、提案させていただいているところでございます。 川上委員

そうすると、直接は関わりがないということなんだけど、しかし、あなた方が現実に廃止し ていけば、公民館は学校と一体になる、で、図書室もそこに入るということになるわけでしょ。 で、図書購入費も今から財政と話をしたいってことなんでしょうけど、維持したいと。そした ら、廃止する理由は何もなくなるわけですよ。12月のときには廃止する理由の中に「現状が 図書館らしくないから」と、先ほども教育長言われましたけど、その一つに、蔵書数が少ない ということも言われたんですね。狭くて場所がないんだと言われた。で、今度、広くすればい いじゃないですか。そうすると、廃止する理由はもう一つ減るでしょう。だから、あなた方が 今考えてる路線のとおりいけば、頴田図書館は充実できるんですよ。先ほど行革でお金がない からというんでしょ、ということで「はい」とか言われましたけど。充実できるじゃないです か。教育長、どうお考えですか。

生涯学習部長

先ほど教育長が答弁されておりましたように、現状でそういった、施設を拡大するということは非常に厳しい財政状況であるということでご理解いただきたいと思っております。

川上委員

現状で、今の公民館で増築したらどうかとか言ってないんですよ。あなた方の発想では、今 から新たに学校をつくるわけでしょう、複合・多機能化で。そのときにきちんとしたものにし ていくために、図書館法に基づく図書館として位置付けておいたほうがいいんじゃないのか、 そういうものとして充実できるではないかということを言ってるわけですよ。自分たちがやろ うとしてることと、今、廃止しようとしてることは矛盾してるんじゃないですかっていうこと を聞いてるんですよ。部長、どう思われますか。

生涯学習部長

先ほども何度も答弁しておりますけれども、矛盾は感じておりません。今、現状の頴田図書 館のあり方について一定の方向性が出ておりますので、そういったところの図書室にするのが 一番、現在ではベストとは言いませんけど、より良い考えではないかと考えております。

川上委員

だから最初から教育長に聞いてるじゃないですか。自分がやろうとしてる頴田図書館の廃止 と、頴田の小中学校の新築工事ね。その中に複合化、多機能化を図っていくという方向とは矛 盾があるんじゃないかと教育長に聞いてるわけですよ。

教育長

小中学校と公民館を併設した場合の想定での話になりますけれども、当然、小中学校の図書 館というのは図書室です。学校の中にも図書室があります。で、公民館も図書室を持つという 形になります。それをどういうふうな形で組み合わせていくかということも、小中一貫校を考 える段階で、そして公民館を併設した場合の中では当然のことながら、いろいろ考えておりま す。考えておりますけれども、先ほど部長が言いましたように、現状の、いわゆる公民館の中 にある図書室と同等の、それを「図書館」というふうに呼んでいるわけですけれども、それを とりあえず、体をなしてないということがあって、一応廃止という議案を提案しておりますけ れども、公民館図書室にはなりますけれども、機能的には十分配慮していくという考え方にな っておりますので、それをもって今後の小中一環校の図書室との兼ね合いを考えていきたいと いうふうに思っております。

川上委員

ですから、教育長の考え方からいっても、私が全面的に、複合化、多機能化やるべしとかい うことではないんですよ。それはそれで大きな矛盾があると思います。しかし、そのあなた方 の考え方からいっても、現在、頴田図書館を廃止する必要はないということが、言い切ること ができると思います。図書館のままでいいじゃないですか。それで、人の問題とかね、お金の ことも言われるんだけど、お金のことはよく考えてみてください。先ほど名古屋事務所のこと も少し言いましたけど、12月は名古屋事務所の企業訪問件数はたった2件ですよ。市のプロ の職員が二人いて、そして、毎月30万円渡しているアドバイザーがいて、年間360万円で すよ。2年間渡してるんですよ、渡し続けてるんですよ。で、12月の訪問件数2件。見直さ ないといけないのに、新年度も設置すると言ってるわけでしょう。そういったところにきちん とメスを入れて考えれば、子どものための、あるいは社会教育のための人的配置は十分可能だ と思います。このことを指摘して、質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

- 休 憩 11:37
- 再開12:42

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

安藤委員

ちょっと確認なんですけれども、図書司書、先ほどからの図書館と図書室の違いみたいな部 分のところなんですけれども、今後、これが図書室になったときに司書は置かれないというこ とになるわけでしょうか。

生涯学習課長

現状どおり、置かないようになるということです。

安藤委員

置かないということは、当然、これはサービスの低下ということにつながっていくというふうにお考えですよね。

生涯学習課長

現状においても、司書を当課としては配置しておりませんので、低下というふうな形ではと らえておりません。

安藤委員

先ほど、司書を置いているというふうに私聞きましたけれども、臨時職員が司書の役割をしてるっていうふうに聞いたりしたんですけれども、そうとは違いますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:43

再開 12:44

委員会を再開します。

生涯学習課長

生涯学習課として図書の臨時職員等の配置はしておりません。あくまでも公民館に配置され ている職員の方が図書館の一部お世話をしていただいているという形になっております。

安藤委員

これ、前回に頂いた資料なんですけれども、その中に「図書司書の配置」というところがご ざいまして、「現頴田図書館を兼務している公民館職員(臨時)は図書司書の有資格者であ る」というふうに書いてあるんですよね。ですから、これは司書を置いているという姿にはな らないんですか。

生涯学習課長

生涯学習課の図書館係としての配置は行っておりません。

安藤委員

いや、そこら辺がちょっとよくわからないんで、もう一回説明していただいていいでしょう か。 生涯学習課長

公民館の職員で配置されております臨時職員に、図書司書の資格を持った臨時職員が配置さ れており、その方が頴田図書館の一部のお手伝いをされているということです。

安藤委員

それが、図書司書を置いてるっていう姿には当たらないということになるわけでしょうか。 生涯学習課長

あくまでも図書館の司書としては配置しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思いま す。

安藤委員

それで、先ほども言いましたとおり、図書館で本来は行くべきだなというふうに思ってるん ですけれども、その中でできない部分の一つが、館長を置かなければいけない、それから図書 司書を置かなければならないというところが上がってましたよね。そこら辺で言えば、館長兼 務、多分、穂波とかは兼務という形になってるかわからないんですけれども、そういうやり方 もあるという部分でいえば、何とかそこをクリアできる方法がないのかなと私自身も思ってい るんですよ。じゃあ、ちょっと質問の仕方を変えますけれども、司書を置くということになれ ば、予算的な部分でどれくらいかかると見てあるんでしょうか。

生涯学習課長

領田図書館に、他の図書館と同様に司書を常時配置するという形になれば、最低2名程度が 必要というふうに考えております。勤務時間の問題とか勤務日数の問題を考えると、1名では 休みとがとれませんので、1名プラス 的な形で要ると思います。例えば臨時職員であれば年 間150万円ぐらい、嘱託職員というふうになると300万円弱程度、一人当たりの費用がか かるというふうに考えております。

安藤委員

それで、行財政改革という部分で言えば、司書を置く費用もないよねというような形、先ほ ど随分、蔵書の話、50万円が10万円なる部分で、それはサービスに低下につながりますよ ねという話をさせていただきましたけれども、それは50万円程度を維持するという話があり ました。で、そういう部分では、司書がいないということを、先ほども言った、司書がいない ことになるということは、当然それもサービスの低下につながるわけですよね。その点、いか がお考えですか。

生涯学習課長

現行、公民館のほうに司書の資格を持った職員の方がおられますので、そういう形態を続けていただけるようにお願いしたいと考えております。

安藤委員

最後にですね、私がなんでこんなふうにずっと言ってるかというと、一度、鎮西の図書室を 見させてもらいました。そのときに、ここじゃ図書室とも言えない、書庫かなというような状 況だったんで、ひょっとしたら頴田がその姿になっていくんじゃないかなとすごく危惧したん ですね。そういう部分で、最初に、予算随分減るというお話があったとき、これはその姿とし て、あの鎮西の図書室みたいになったらほんとに困るよね、と。地域の方々にとっても困るよ ねというところで、私は随分質問させていただいたというふうに思っております。そういう部 分で、そういうことが絶対にないようにしていただくことが大切なことだと思いますし、逆に 今は頴田は図書室から始まってるわけですけれども、それで今、検索システムとかいろんなも のが入れられて、地域の住民の方にとってみれば随分サービスは向上したというふうに私自身 も認識しておりますけれども、逆にそのようなシステムがよそにも広がっていく仕組みづくり も、これから当然されていくべきだというふうに私自身は思っておりますので、最後にちょっ と要望等をさせていただきます。 委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

先ほどの生涯学習課長の答弁の中で、ちょっと一部お聞かせいただきたいんですが、兼務と いうことはやっておりませんという、その下りですよ。何かあいまいで、私はちょっとわから なかったんですが、資格を持っている者がおります、しかし兼務じゃありませんとおっしゃっ たですよね。おっしゃったでしょ。これって矛盾してると思いませんか。司書の資格を持った 人間がおります、でも、兼務はいたしておりませんとあなたはおっしゃったんですよ。どうい う意味なんでしょうか。わかりやすくご答弁ください。

生涯学習課長

公民館に配置された職員の方に、図書司書の資格を持った方がおられます。その方が、公民 館の中に図書館が設置されておりますので、そこにお見えの方について一部お世話をするとい うことがあるということです。

原田委員

ということは、兼務されてあるということですよ。公民館の仕事と、司書として、それを両 方、兼務されてあるということじゃないですか。

もう一つお尋ねします。図書館長というのは、これは公民館長と兼務ですか。

生涯学習課長

私が兼務しております。

原田委員

ということは、現時点では一応、正式なものだと思うんですが、館長がいまして、そして司 書として兼務の職員もいるということですね。

生涯学習課長

穂波と頴田については直営館ということで、規則上、公民館職員ではなく生涯学習課のほう で館長を兼務するというふうになっております。

原田委員

ということは結局、いらっしゃるということですよ、立場上、きちんとした館長と司書の方 が、でしょう。で、あと費用としては先ほど言われた、50万円というのが10万円になった、 しかしながら再検討ということで50万円に、これは現状維持、やりたいと。何ら変わりよう がないじゃないですか。じゃあ、何のために公民館からそっちに変わるのかな、どこにメリッ トがあるのかな、と。そういう結果になってくるわけです。どうお考えですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 12:54

再開 12:54

委員会を再開いたします。

原田委員

今、私、発言を間違っておりましたので訂正させていただきたいと思います。諸々の状況を 考えますと、何ら変わらない、それがなんで図書館から図書室になる、そのメリットはどこに あるとお考えなんでしょうか。私はそこのあたりが全くわからないんですが、お尋ねいたしま す。

生涯学習課長

午前中、教育長からお答えしたと思いますが、図書館法ということをきちっとやっていくた めには館長、そして図書司書を常勤させるということが基本的な図書館法でありますので、頴 田図書館を継続して図書館となれば、先ほど課長も答弁しましたように司書を最低2名、この 司書を臨時職員にするのか嘱託でするのか、いずれにしても資格が必要になってまいります。 それを臨時職員で単純に計算しましたら1人当たり150万円ということで、2人で約 300万円、まあ300万円以下になるかと思いますし、また嘱託になれば、2人となれば 250万円の二倍、500万円、500万円までいかないと思いますけど、それなりの費用が かさむということが考えられます。それが今後、財政的に厳しい状況の中で、果たしてそうい ったところで維持していけるかという問題もありますので、そういった面から「図書館」から 「図書室」という中で維持をしていきたいということでございます。

原田委員

今度は財政効果のほうからご答弁をいただきましたけど、それが今まで合併しまして3年間、 図書館法という法律違反を今まで飯塚市は行ってあったわけですか。

教育長

午前中のお話の中で出しましたように、合併した後は条例の中で市立図書館に館長を置いて、 そして旧町の図書館を飯塚市立筑穂館とか庄内館とかいうような形で設置するという形で、そ の時点では図書館法をクリアしてたというふうに思います。で、平成20年から指定管理を導 入した段階で、三つだけがちょっと外れたんで、直営館が二つできたわけですよ。そういう経 過ができたところで、そのことが図書館法でいう図書館であるかどうかというのを点検した中 で、穂波のほうについては司書を、臨時でございますけれども置いてました。頴田のほうには 置いてなかったので、言われれば不十分だったということで、ですからそういうことがあって、 いわゆる公民館図書室に今、変更するということで提案させてもらってるということです。そ のためには、廃止をして公民館図書室に変えるということでございます。

原田委員

私がお尋ねしたのは、法律違反を今まで行ってきたのかということが一点だったですね。と いうことは、今は、現時点では違反であるという認識なわけですね。お尋ねします。端的にお 答えください。

教育長

今言いましたように、できるだけ早くそういう、法に基づいた図書館にしたい。だから、頴田については図書室で、当面そういう形で過ごしていきたいと思ってます。将来的にそれをまた図書館にするかどうかというのは、ちょっと別問題として考えてます。

原田委員

ということは、今は違反である、いわゆる兼務状態ではつまらん、専任じゃないと駄目ということですか。何回も確認するようなんですが、ここ、一番大事なところなんで、明確にご答 弁いただきたいと思います。

生涯学習課長

図書館法の13条では、公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育 委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置くというふうになっております。 原田委員

「置く」というのと「置かなければならない」というのは違うんですよ。そこのところの解 釈は、どのようなお考えをお持ちなんでしょうか。

生涯学習課長

必要であれば置くべきであるということです。

原田委員

答弁が、いいですか、今、だんだんトーンダウンしてるんです、課長。あなたは最初、法律 違反になるからこれはきちっとしたものを置かなきゃいけない、兼務じゃないと駄目なんだと いうことをずっとおっしゃってあったんですよ。私、今、法律的なものをお聞きすると、違反 でも何でもないようなご答弁じゃないですか。置ければ置いたほうがいいな、というような。 何かそんなふうに私は今、受け止められたんですが。これは法律違反かどうかというのを私は お聞きしてるんです。今のあなたのご答弁だと、法律違反でも何でもないじゃないですか。い かがですか。

生涯学習部長

課長の答弁にちょっと誤解がございます。法律的には置くということになっておりますので、 開館中はちゃんとした、そういった資格のある方がそこの部屋にいなければいけないというこ とになります。ですから、それまで公民館職員として配置されていなくて兼務、いわゆる体育 館の使用申し込みとか、片一方では図書館の司書として資格のある方はおられましたけど、こ れが法律違反ということ、常勤というか、兼務ですから、ここはちょっと法律違反になるかど うかわかりませんけど、そういった資格のある方が常勤されておったということは間違いない ということです。

江口委員

図書館法の規定では確かにそうやって「置く」ということになっています。ただし、資格に ついては明示してありませんですよね。で、国庫補助、建設のときの補助金等のときにはちゃ んと司書資格を持っている者が館長でなければならないということもありますが、法の上では 資格の要件とかいう部分はないはずです。今の条例を見ても、「図書館に館長を置き」なんで すね。地域館に必要な事務職員を置く、ですよね。読みましょうか。飯塚市立図書館条例です よ。「職員、第4条、図書館に館長を置き、図書館及び地域館(以下「図書館等」という)に 司書、事務職員その他必要な職員を置く」なんですね。先ほど課長は、頴田の館長は私が兼任 しておりますと言いましたけれど、兼任してないんです。図書館の館長は、あくまで飯塚の図 書館の館長なんです。頴田の館長も飯塚の図書館の館長なんです。地域館には館長を置かない んだから。司書についても、有資格者であるのは望ましいんですけれど、それが要件ではない んです。必ず有資格者を置きなさい、ではないんです。だから違法状態でもないし、今までや ってこられたわけですよね。こういったような図書館に関する誤解であるとか、そういった部 分が、現状、ございます。そして今日、審査に際して補足説明はございませんでしたですね。 補足説明、ありませんでしたよね。最初、「補足説明ありますか」っていう委員長の問いかけ に対して「ございません」とお話しをなさった。で、確認をした中で、教育委員会の中では頴 田館の予算の増額等に関しての議論はなされてない、でしたね。そして、私ども委員会の、前 回の12月議会の継続審査とした大きな理由は、今年度の中で穂波館についてどうするかを決 めるという方向性を出すということがございましたよね。ところが、補足説明がないこと、教 育委員会の内部で議論がなされてないことを考えると、いまだ穂波館に関する結論は出ていな いと私は判断せざるを得ません。とするならば、私どもが継続審査とした理由ですね。飯塚市 立図書館穂波館の今後を見た上で頴田館も併せて判断をしたいといった理由については、いま だ解消していないように思います。そういうことを考えますと、委員長においてお取り計らい をお願いしたいんですが、一旦これは継続審査としていただいて、教育委員会として先ほどの 予算であるとか、この職員の部分に対してのきちんと考え方、そして今後について一定の結論 を出して、委員会のほうに出していただきたい。そのことをお願いしたいので、ぜひ、それが できるまで継続審査としていただきたいと思いますので、取り計らいのほどよろしくお願いい たします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

ただ今の江口委員のほうからの継続審査の提起がなされておりますけれども、12月、ある いは本日の委員会の執行部の答弁を聞いておりましても、議案提出者としての、当事者として の能力が欠如しておると思うところが多々あります。それで私は、本来市長はこの議案につい ては撤回すべきだと思うんです。で、市長自身が担当部長・課長の答弁を聞いておってもその ようにお考えになったんではないかと思うんですけれども、それについてもう一度お尋ねした いと思います。

教育長

先ほど江口委員の継続というお話の理由と、それから今、川上委員のお話ですけれども、頴 田の図書館についても穂波の図書館についても、その後何も話し合いをしなかったわけじゃな くて、内部的には何回も何回も話をしてきております。先ほどから出てますように頴田の図書 館のほうにつきましてはどうしても非常に厳しい財政事情の中で現時点で館長なり職員を置く 状況にございませんので、とりあえず頴田図書館については廃止という形で、うちのほうは議 案として提案をさせていただいております。穂波については、今言われましたように、ずっと、 第1次の実施計画の中にありますように、地域の方々との話し合いも何回も持ったりして、方 向性について今検討しておる段階でございますので、現時点で、ちょっとそれが出さないもの ですから、継続という形で言われることに対しては非常に心苦しいところがあるんですけれど も、何も話をしていないわけではなくて、どちらも結局、サービスの低下を来さないように住 民の意見を十分反映させた、頴田のほうは公民館図書室に、穂波のほうについては意見を聞い た新しい、できれば、今意見として出されておりますのは児童に特化したような図書館づくり はどうかという形で意見も出されておりますので、それを踏まえたところで前向きに検討して いる段階でございます。ただ、ここで結論を出されないから、なされてないからという話には ならないというふうに思っております。そういう形で今、進めておりますので、ご理解をいた だきたいというふうに思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

人見委員

今のが大体、この提案の趣旨だと思うんですね。で、平成20年に直営になった時点で、い わゆる法に基づく形、実態が伴わない、要するに司書を明確に置くだとか、独自の館長を置く だとかいうふうなことが、現実にはできない状態そういういわば違法の状態が続くこと、そし て今後もそういう意味では、行革の流れの中で難しいということで、頴田についてはまず廃止 をしたいというふうなことだとは思うんですが、よしんばこの20年度21年度、さらに言え ば22年度も今の状態が続いて、先ほどの質疑の中であった穂波の図書館については今後どう するかとか、極端に言えば、要するに頴田の人口からすると幸袋の図書室もさほど変わらない、 人口規模としては。そういう実態の中で、今後この図書運動をどう展開していくかという総合 的なやっぱり絵姿も、極端に言えば、要するに司書、出張所を小学校に置けという意見だって あったわけですよ。小中一貫校として、そういう教育をなさしめようとするならば。思い切っ て頴田の図書室を小学校中学校の図書館、学校図書館に、きちんと地域と連携してやろうとい う構想だってあってもおかしくはないわけなんだろうと思ったり、話がずっと飛びますけれど も、要は平成22年度も今の状態で続いた場合に、何か財政的にも大きな、聞けば、先ほど 10万円が40万円なのか50万円なのかというような午前中の質疑もあって、何か50万円 に限りなく落ちついたような話になっちゃって、実態として何にも変わらない。形として法律 になじまないというか則してないから、で、将来的にもその用意をできる状態にはないので、 図書館から図書室にという、今回廃止をお願いしたいということなんで、平成22年度も引き 続いたときに、何か大きな差し障りがあるのかどうか、その一点ちょっと、話が長くなりまし たが、その点聞かせていただけますか。今の状態が来年度も続くといった場合に何か支障があ るのか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:12

再開 13:27

委員会を再開いたします。

生涯学習課長

頴田図書館として、図書館法にいう図書館を続けるにあたっては、条例にも書いてあります ように地域館には司書、事務職員、その他必要な職員を置くようになっておりますが、現状で も置けておりませんし、今後も必要な職員を置くことが非常に困難であることから、原点に立 ち返るというか合併前の状態に戻し、図書室という状態に戻して、再度、図書館運営を考えて いき、広域的な読書環境の充実に努めていくほうがより効果があるというふうに考えておりま す。

人見委員

それは利用者なり、現状ではもう駄目だという、これ以上は現状を引き伸ばすことはできない、このような判断で、メリットとしてというか、何が変わって変わらないのかという点から も、そういう意味では、何か補足するような話はないですか。

生涯学習課長

図書館から図書室に変わったとしても、サービス面においては従来どおりのサービスが受け られるように今後とも続けていくということで、この件についても、昨年11月3日だったと 思いますけど、頴田地区の自治会長会の中でこの件でご説明を申し上げました。その中では、 自治会長会の中では、この説明についてはご理解をいただけたというように認識しております。 さらに、必要な職員についても、この厳しい状況の中、頴田図書館のほうにそういう職員を配 置することについては非常に難しいものがあるというふうに思っております。

人見委員

それと、穂波の図書館の今後についての結論に関しては、教育長、今年度いっぱい、少し時 間はありますが、方向性としては明確に打ち出す、その方向には変わらないということでよろ しいですか。

教育長

穂波のほうについては、第1次実施計画に、今年度中に地域の住民の皆さん方の意見を聞い て結論を出すという形になっております。今、関係者といろいろ話し合いを持ってる段階でご ざいますので、ひとつ、その方向を目指して、その中で、先ほども言いましたように、子ども 図書館、児童図書館的な特化したような図書館もほしいという話もいろいろ出ておりますので、 そういうことも含めて今年度中を目処に努力していきたいというふうに思っております。

人見委員

ちょっと入り込み過ぎるかとは思いますが、今の話を聞けば、穂波の図書館は引き続き何ら かの形で残す方向で考えておるというふうに聞こえたし、そうであるならば、中央図書館、筑 穂、庄内とあわせて、ここにおいても指定管理者というような話にも、今は直営だと思うんで すが、そういう方向については合わせてどうなんですか。

教育長

当然、今、指定管理にして、3つの図書館が住民の利用も含めてですね、非常にいい形で進 めていただいているというふうに思っております。で、指定管理の公民館の図書館館長さんと かの話を聞いたりとか、図書館運営審議会等の中でもいろいろ議論をしていただいているとこ ろでございますけれども、当然そういうもの含めて、指定管理の問題も含めてまだ検討が、今 は結論は出せませんけれども、当然これから先の図書館環境をどういうふうに整備してかとい う中ではですね、そのことを含めて当然検討すべきだというふうに思っております。今年度中 にそこまですぐ行くとかいうことじゃありませんけれども、当然それを含めたところで検討す るということでご理解いただきたいと思います。 人見委員

わかりました。それと、午前中の質疑の中で、52万円を10万円に、10万円が40万円 になり、40万円が最後は50万円になったかのような、そしてこれから当初予算が出てくる わけですよね。だから、何を言ってるのかな、やり取りしてるのかな、と正直思っておったん ですよ。それは、一つは要するに条例の整理、今後の見通しも含めて頴田についてはここいら で明確に法律に照らしても整理をする必要があるという、合わせて、要するに財政の縮減効果 という面もあって、私なんかはしかるべきだろうと思ってたんですが、どうも午前中の質疑聞 いてると随分と幅が出てきたというか、限りなく現状に近付いた。ということからすると、ま たぞろ現状と少しも変わらないじゃないか、これだったら、という話にもなってしまうような やり取りに聞こえて仕様がなかった。改めて聞きますが、要するに、頴田図書館の平成22年 度、今後のその図書費のあり方については、改めてどのように、当初予算はもう目の前に出て くるんですけれども、考えておられるのか。サービスの低下という指摘もある中で、どのよう に考えておられるのか。再度お聞かせ願えますか。

生涯学習課長

合併前から頴田図書室として維持しておりました従前の金額を要求したいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

図書費のことについて言うとね、生涯学習部長は、図書費の金額をいきなり10万円に下げ ることはいかがなものかということで内部で検討したというふうに言われました。そこで私は、 いきなり10万円に下げることはいかがというところをとらえて、暫時下げていって、切り下 げていくつもりではないかというふうにも聞きました。それから、齊藤市長は答弁の中で、館 として残すかどうかということに関しては、図書館として残すかどうかということに関しては、 一応、残さないというような方向では考えておりますけどと言われました。で、先ほど教育長 は、驚きましたけれども、とりあえず廃止と言われました。で、この無責任発言の積み重ねの 上に、本日上程で審議している議案があるわけですね。頴田図書館の廃止議案が。私は、こう いう最高幹部、直接責任を負っている市長をはじめとする3幹部が、こういうようないい加減 な、無責任な答弁をする、で、これを「あ、そうですか」と。で、いくら聞いてもまともな答 弁が返ってこない面もある。私は、市長の責任で、とりあえず廃止というならですよ、一旦撤 回したらどうかと先ほどから聞いているわけです。先ほどはそういう認識までなかったようで すけれども、ここまで質疑答弁が煮詰まってくれば、撤回するという気持ちまで高まってこら れたのではないかと思うから改めて聞くわけです。市長の答弁を求めます。

市長

議案第137号を出させていただいたというのは、ここに「廃止するために本案を提案する もの」とあるということは原点であったわけでして、予算等に関しては今、先ほどからご質問 が等があって考えなければならないというような形、形というよりも、そういう方向も考えら れた我々のほうで教育委員会のほうで考えてきたわけでございまして、「館」とするか「室」 とするかということに対しては、「館」いうものに対しては廃止をしたいということで提案さ せていただいてるわけですから、そこをスタートとしてお考えいただきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

そこで、撤回の意思がないということのようです。それで私は、先ほど江口委員員から継続 審査の提起があっておりますけれども、市民の意見を聞きながら十分に審査することについて は当然だと思います。しかしながら、今の段階で相当に煮詰まってきたのではないかと思った んですね。しかし市長は撤回する意思がないと言うし、委員の中からも継続審査という意見も あるという状況がありますので、私はこの際、江口委員の継続審査という提起であるならば、 自治法の109条第5項、常任委員会は予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き 真に利害関係を有する者または学識経験を有する者等から意見を聞くことができるという規定 に基づいて、本委員会として公聴会を開催することをご検討いただきたいというふうに思いま すので、継続審査と併せて委員長において取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

- 休 憩 13:40
- 再開 13:51

委員会を再開いたします。ただいま、川上委員から本案について公聴会を実施してほしい旨 の申し出がありましたので、お諮りをさせていただきたいと思います。議案第137号につい ては公聴会を実施することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって公聴会は行われないことに決定いたしました。引き続きまして江口委員よ り継続審査の申し出がありましたけど、継続審査についてお諮りしたいと思います。「議案第 137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」を継続審査とすることに賛成の方は挙 手をお願いいたします。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって継続審査については否決されました。引き続き「議案第137号 飯塚市 立図書館条例の一部を改正する条例」について採決を行いたいと思います。その前に、この案 件に対して討論を許します。討論ありませんか。(「質疑」との声あり)

暫時休憩します。

休 憩 13:53

再開 13:53

委員会を再開いたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

川上委員

私は飯塚市立図書館条例の一部を廃止する条例案について反対の立場から討論を行います。 この条例案は頴田図書館を廃止して、図書館法に基づかない公民館図書室にしようとするもの であります。しかしながら、現在日常の生活圏域にある頴田図書館は本来住民の願いに応え司 書の配置、資料費の増額を行い住民の知る権利の保障と地域振興を図るべきところであります。 合併のときには図書館に格上げし、4年もたたないうちに約束を投げ捨てるやり方は許しがた いのであります。図書館行政において、頴田地区住民に特に不利益を押しつけることは認めら れず、市議会が全会一致で可決した請願のとおり充実を図るべきであります。以上で討論を終 わります。

委員長

他に討論はありませんか。

人見委員

賛成の立場から討論を行いたいと思います。ともかくも、行革の流れというこの市政の中で、 また検討の中で出てきた議案でございます。最終的に本当に行革になったかと言われれば、決 してそうではないぎりぎりの中でサービスの低下をできる限り保つための予算措置を今後も検 討していくと。このような話も質疑の中で出てまいりました。併せて既に旧飯塚市内、それぞ れの中学校区ごとの校区公民館の図書室のこれまでの歴史や現状、等々を考えると頴田地域の 方々には甚だ申し分けないという思いもいたしますけれども、併せて頴田地域では、小中の一 貫の教育のあり方がまさに模索もされております。そして、図書館の原点は何をさておいても 社会教育の広く地域に開かれた、読書を中心とした、そうしたコミュニティの提供だろうと。 このように思います。改めて一つがこの地域における、またこの地域から、さらには市内全域 のそれぞれの校区、図書室の充実等には、一層の鋭意を集めていただきたいと、このようにも あえて要望させていただきたいと思います。そして穂波の図書室の、図書館の取り扱いについ ても問題が先送りというか、若干残っておるようでありますし、しっかりとした検討の上で、 また頴田と違った地域と歴史がございます。そうした中での選択と集中もときには必要な部分 があるかもしれませんので、出てくる答えを見守りたいと、このように思っております。とに もかくにも、将来にわたって頴田の図書館については図書室への、そういう意味では衣がえを 致さざるを得ないという執行部の今回の議案には、賛同をさせていただきたいと思います。以 上でございます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

江口委員

本議案に反対の立場で討論を述べたいと思います。今まで質疑をしてきた中でわかるように、 執行部の考え方については二転三転をしております。そしてまたなお私ども議会は、一昨年の 12月議会におきまして、図書館サービスの水準の平準化と向上を求める請願を全会一致で採 択いたしました。この請願をかんがみるならば、今回、行革が必要なのであれば、一番サービ スの低い頴田を切り捨てるのではなく、一番サービスが分厚い飯塚の蔵書、そちらのほうの資 料費を削ってでも頴田に回す。開館時間が延びたのは飯塚であります。そして、筑穂と庄内で あります、指定管理者導入のときにはですね。水準の平準化と向上を私どもは求めました。そ のことを考えるならば、そしてまた、この図書館というもの、読書というものが日常生活に非 常に密接につながってるということを考えるなら、これは、よりサービスポイントが住民の 方々に近いものである必要があると思います。ところが、今回の議案の中で執行部が言われた のは、13万都市には3館でよい、図書館は3館あればよいという考え方であります。ある種 の選択と集中ではあるかもしれませんが、日常生活に密接に関連しているものであれば、選択 と集中ではなく、より皆様方に近いところでやるべきだと思いますので、この議案については 反対とさせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

上野委員

「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」に賛成の立場から討論をさ せていただきます。この議案の対象となっている頴田の図書館については、もともとの形はど うだったのか、そして、合併してどうなったのかということをまず翻って考えたいと思います。 一番大きな検索システムの導入、これが設置され、膨大な書籍を頴田地区の住民の皆様は近く で借りることができるようになりました。まさにサービスを向上していただいているわけであ ります。ただし、このサービスの向上をどこまで追求していくのかというのが大きな問題の一 つだと思います。確かに一昨年、請願を全会一致で採択した経緯はありますが、合併し、「図 書館」に、いわゆる格上げをしていただき、それを維持してください、サービスをもっとよく してくださいというふうに言い続けてまいることは、図書館1館、また1施設の問題に限らず、 最終的には旧1市4町の中にある公共施設すべての中で一番いいものを地元にそろえてくれと いうふうな、やもすれば地域エゴにつながりかねないというふうな危惧も私は思っております し、また、図書館としてきちんとした機能を維持していただくのであれば、館長また司書につ いても兼任ではなく、きちんとした形の正規の職員さんの配置を私ども地元としては要求して いかなければなりません。また、臨時職員さん、また嘱託職員さんが今おられるということで すが、勤務年数についての制限もございますので、将来にわたっての飯塚市の財政改善、財政 健全化に寄与できるのではないかというふうにも思っておりますし、また先ほどご紹介ありま した、先の自治会長会の中でご説明がありましたが、自治会長の皆さんはご理解をしていただ いたというふうに、私はこのように認識をしております。今後の頴田の図書サービスについて は本日配られております進捗状況一覧表にありますとおり、公民館については小中学校との複 合化を検討中だというふうに記されておりますので、この中で何かサービスの向上について考 えていただくことができるのであれば、ぜひとも行っていただきたいと思います。また、地域 の実情を踏まえるならば、単に図書スペースを大きく広げたり蔵書を増やしたいということで はなく、配本サービス等の充実も図っていただきたいというふうに要望を申し上げまして、私、 頴田選出の地元の議員ではございますが、この件については我慢が必要であろうというふうに 判断をさせていただいて、賛成の討論とさせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を 改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第138号 飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求 めます。

中央公民館長

関の山いこいの森の廃止条例につきまして、若干補足説明をさせていただきます。12月の 本委員会におきまして、地元との協議が不足しているということでございましたので、年明け まして1月の18日に12団体の代表者の説明会を行っております。この中で、もっと子供た ちと一緒に活動している子ども会の指導者等の意見はどうなのかということで、子ども会関係 者についても意見を聞いてきなさいということでございました。それを受けまして、1月の 29日、それと2月の1日の両日にわたりまして庄内地区の子ども会指導者の関係者30名に お声をおかけいたしまして、両日で15名の出席を得ております。欠席された中でも、自宅訪 問あるいは電話での聴取を行っております。これが約8名でございます。合計23名にご意見 をお伺いしております。この中で、廃止やむなしということでご回答いただきましたのが 17名、存続の方向でというご意見が3名、それからわからないというお答えが3名でござい ました。それから、それを受けまして2月4日に第3回目の12団体の代表者説明会を行って おります。12名中8名の出席を得ております。この中で廃止やむなしというご意見が8名全 員でございました。欠席者の中でも、2名の方につきましては前回、前々回に廃止やむなしの ご意見をいただいた方が2名おられましたので、廃止の方向でということでご回答いただきま したのが10名でございます。存続の方向でというご意見が2名でございました。12名中名 10名が廃止の方向でというご回答を得ております。それから跡地の利活用につきましては、 12名中撤去が9名、廃止後に検討したらどうかというのが1名、意見がなかったのが2名と いう結果になっております。以上でございます。

委員長

執行部の補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

廃止やむなしと言う方の理由は聞かれてますか。

中央公民館長

まず、自然災害が多く出費が多い施設であるというのが、多い意見でございます。それから、 毎年500万円の赤字が出ているということで、これは2年間我慢すれば撤去費用も出るので はないかというようなことでございます。あとは、キャンプ場としての規模がいまひとつ小さ く、近隣市町村あるいは市内におきましても類似施設はここよりも規模の大きいものがそろっ ておるじゃないかというようなことがございました。

川上委員

それでは、存続を求める方の意見は、どういう理由でしょうか。

中央公民館長

存続の方のご意見といたしましては、まだ耐用年数的には五、六年残っているのでもったい ないということが一つございます。あとは、社会教育施設で存続したらどうかということで、 教育施設にお金がかかるのは当たり前じゃないかというようなことで、生活体験学校との連携 も図りながら存続はできないのかというようなことは意見としてございました。

原田委員

いろいろなご意見で、今の館長の報告といいますか補足説明中では、ほとんどの方が賛成し たようにも見受けられます。と申しますのは、私もこの会には出席しておりました。その中で 例えば一つ、これは市外の利用者が非常に多い、それであれば、これは観光としてでも十分に 生かすべきではないかという意見が出ておりましたですね。これは記憶にあるかと思います。 まず、こういった諸々のご意見があったんです。やはり中には、まだできて新しいからもった いないじゃないか、それから先ほど言いましたような観光的なものはできないのか、教育施設 にお金がかかるのは当たり前じゃないか、これは収益をあげるための営利施設ではないという のが大前提でありました。諸々ありまして、私がそこで感じたことは、第1回目のときから通 じてのことでございますけれども、そういった意見が出たときには必ず、館長はじめ反論をさ れてあったんですね。そう言われますけどこれはこうなんですよ、これはこうなんですよ、と。 要するに、説明会じゃなくて説得会だったんです。私も、これは説得会じゃないですかと申し 上げました。多分、議事録はお取りになってるかどうかわかりませんけど、議事録はお取りに なってましたですか。取ってるということですね。もしよければ、それは配付でもお願いした いんですが。きちっとあるのであれば、どういう意見が出てたのか。そうしますと私は、継続 審査の時っていうのは、いろんな意見を十分に、それぞれの意見をお聞きになって持ち帰るべ きだと私は会議の中で申し上げました。それをいちいち、反論権は当然あるんです、あの中で は。ですが、いちいち意見をですね、反論されていくというのは、あれは説明会じゃないんで すよ。説得会なんです。一番最後に、じゃあ次は何ですか、あなた方は廃止ありきでこの説明 会を行ってるんですかということで質問が出ておりましたですね。そのときにあなた方は「は い」と、「ぜひとも何とぞご理解をいただきますように」と。次またご理解をいただくために 集められるんですかと言ったら、「はい、よろしくお願いします」とのことだったんです。こ れ、説明会じゃないんですよ。ご理解をいただく会だったんです、あの内容からいいますとね。 議事録見られると一番よくわかると思うんですけど。そういう意向は当然、館長以下皆さんが この議案に、案件として上がってます以上、お気持ちは十分にわかるんですが、あの運営のや り方っていうのはいかがなものかなと思うんですね。あれは半強制なんですよ。なにも意見を 聞くという会ではなくてなにとぞご理解をお願いしますという会なんです。説得会。この説得 |会で、その結果、説得された方がほとんどいらっしゃいましたということがですね、これ報告| になるのかなと、広く意見を聞いたということになるんでしょうか。このあたりどうお考えで しょう。

中央公民館長

確かに委員おっしゃいますように、最初のうちにおきましては執行部のスタンスというのが

条例廃止ありきじゃないかという質問に対しまして、決してそうではありませんと、まだ議会 を通っておりませんのでと、市の方針といたしましては第一次実施計画に沿ってご提案申し上 げておるので、条例廃止につきましても皆さんのご意見をぜひお伺いしたいと。そのうえで、 跡地の利活用につきましても5つほどの案件を挙げておりましたので、資料の中に、それ以外 にも跡地の利活用がございましたら最善の方策を模索していきたいということで、条例廃止に ついてのご意見と、から跡地利活用についてのご意見と、2点にわたってご意見をお伺いした ということでございますので、そこのところはよろしくご理解いただきたいと思っております。

委員長

暫時休憩します。

- 休 憩 14:14
- 再開14:14
 - 委員会を再開します。

原田委員

議事録はどの程度あるのかわかりませんが、ちょっとお尋ねしますけれども、それは要点筆 記ですか、それとも議事録、きちんとしたものですか。

中央公民館長

議事録、全体もございますし、要点筆記もしております。

- 原田委員
- 資料としてぜひお願いをしたいと思います。委員長において取り計らいをお願いいたします。 委員長
- ただいま、原田委員から要求があっております資料は提出できますか。
- 中央公民館長
- 要点筆記のほうは今日は持ってきております。全文はちょっと今日は持ってきていなんです が、それでよろしいでしょうか。
- 委員長

暫時休憩いたします。

- 休 憩 14:15
- 再開 14:16

委員会を再開いたします。

ただいま原田委員から要求があっております資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。他に質疑はありませんか。 原田委員

現在、あそこを利用される方、子どもさんお持ちのご家庭からですね、署名運動の動きが出 ておるんですが、これご存じですか。

中央公民館長

存じておりません。

原田委員

署名の運動をぜひ起こしたいという旨の連絡のほうを、私も聞いておりますし、そういう動 きがあるのも存じております。ただいまこういう形で、もうまもなく議会のほうの特別委員会 にかかりますよということは、私は申し上げたんですけど、そういった動きが十分出ていると いうのはですね、ぜひ承知しておいていただきたいと思うんですよ。その中で、一点でてきま した、あの時明快な回答がでなかったんですが、例えば市外の方が、利用が非常に多いと。こ れ、観光としては考えられないのかというご意見がありましたですよね。それについては明確 なご答弁があのときなかったと思うんですよ。その後ですね、そういったものについては何か 内部でいろいろ検討されたり、協議とかありましたでしょうか。

中央公民館長

1月の18日の会議におきましては、市外も多いことから観光施設としての用途を考えたら どうかというご意見がございました。それについては、18日の時点では商工観光課との協議 もしておりませんでしたので、それを持ち帰りまして商工観光課との協議もいたしました。そ の中で、商工観光課の意見といたしましては観光施設としての用途は、現在のところ関の山に ついては考えていないという回答は得ておりますので2月の8日の日にそのご説明は申し上げ ました。

原田委員

それは分かるんですよ。だから、その理由はどういう理由でこうだというのをお聞きしたいんです。観光課がだめって言ったからだめでしたとかじゃ、はいわかりましたって言えないでしょ。

中央公民館長

ちょっと私のほうが社会教育関係なもんでございますので、観光施設としていかがなものか という判断は、ちょっと私どもの方ではですね、ちょっと答弁しかねます。

原田委員

詳しくそこら辺をお聞きしたかったんですけども、どうも無理なようであります。確かに前回、継続審査になりまして広く皆さんの意見を聞くと。あくまでも、この10何名っていう方、 代表の方ですよね。一般の、やっぱり学校に問い合わせとか、PTAの問い合わせとか、一般 住民の問い合わせ、いわゆる年代層ですよ。ここに来られてある代表の方というのは平均年齢 おいくつですか。まず、ちょっとお尋ねします。

中央公民館長

平均年齢ということでございますが、大体、自治会長会は70代ですね。子ども会の指導者、 連絡協議会の会長さんが60前後だと思います。後はだいたい50前後の方だと思っておりま す。

原田委員

私地元ですからよく分かっております。大体、70代から60代の方ですよ。あの中50代 って何人いましたか。大体、60代後半から70になりますと、もうキャンプ場なんていうこ とはほとんど頭の中にないです。お孫さん関係で、ちょっとあるかなぁぐらいなんです。実際 利用されてあるところのアンケートなんかはきちっとその声を聞かれたのかなということなん です。私がお聞きしたいのは。いいですか、代表者だけ聞いたって、代表者の方がその会合を 全部集めて、皆さんの意見の総意を持って集まられたわけではないでしょう。それとも、一度 持ち帰って会合を開いたっていう情報でも入っているんですか、お尋ねします。

中央公民館長

12団体の代表者会議につきましては、各団体の会長さんでございますから、ご高齢の方は 多かったと思っております。ただ、PTAの会長さんあたりは、それなりの年齢であったと思 っております。それから、子ども会関係者に、約30名にお声掛けをいたしました。この中は 30代、40代が主だったと思っておりますので、年齢がご高齢な方ばかりに聞いたわけでは ないと、かように思っております。

原田委員

ちょっと観点が微妙にずれているんですよ。代表者の方が結構ご高齢の方と、その方のご意 見を集約したんでしょということを私は言っておるんです。その中の、例えば、子ども会指導 者にしても大体、50代ですよ、40代から50代。その代表者がその団体の中の意見をまと めて集約して持ってあがったんじゃないでしょ、個人的な意見だったでしょ。だから、もっと 広く住民の、市民の皆さんに声を聞くんであれば、実際利用されているそういった方にアン ケート調査なんかをする必要が、私は個人にあったんじゃなかろうかと思っているんです。代 表者に聞くだけじゃなくて。代表者に聞くとなると旧庄内地区全体を通じたような気がいたし ますけども、実情違うんじゃないですか。そういったアンケート調査、実際の活用される年代 のご意見というのが全く反映をされてないように私は思います。この点いかがでしょうか。

中央公民館長

先ほども補足説明はところで若干申し上げましたけども、小中学校のPTA及び子ども会関 係者については30名にお声掛けをいたしまして、15名の出席者、それと欠席の方につきま しても家庭訪問なり電話におきまして、聞き取り調査を行っております。その中におきまして は、条例廃止について賛成は、23名中17名、反対が3名、どちらとも言えないが3名でご ざいました。欠席者7名については、通信が取れなかったということで23名の方を対象にそ の辺の集約はさせていただいております。

原田委員

抽出方法は何ですか。無作為ですか、どういう対象でされたんでしょうか。

中央公民館長

子ども会の指導者連絡協議会の役員さんと各自治会の子ども会担当者の方21名、合わせて 30名にお声かけいたしております。

委員長

他に質疑ありませんか。

原田委員

その子ども会の今中心で、そこだけで聞かれたですね。要するにPTAの一般的なご家庭の アンケートはとらえていないということですね。そういうことでよろしい訳ですか。小学校、 中学校は。

中央公民館長

先ほど申し上げましたように、子ども会関係者、もう実際に子ども会の指導に当たっておられる指導者の方、それと連絡協議会の役員の方、それとPTAの会長さんですね、その方々に ご意見を伺っておりますので、一般の方にはお伺いしておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

川上委員

そこでですね、関係の方にお話を聞いたテーマが、廃止についてどう思うかということが 1点と、もう1点は後利用についてはどうですかということなんですね。私が聞くのであれば ですね、このキャンプ場の安全確保のためには、どういったことが必要ですかと、どう思われ ますかと。2点目には利用をもっとふやすためには、どういうふうに改善するといいと思われ ますかと。私だったらその2点を聞きます。なぜかというとですね、この間あなた方のキャン プ場廃止の提案理由がそこにあったからです。安全確保が難しいから廃止したい。それから、 利用状況も思わしくないから廃止したいということだったんですよ。ですから、この議案に沿 って住民の皆さんの、利用者の皆さんの意見を聞こうとすれば、この2点を聞くのが妥当だと 思うんですね。それで、後ほど資料が提出されると思いますけれども、その前の段階で二、三 お聞きしたいのは、まず安全確保という点についてあえて聞くとですね、廃止やむなしという 声が多かったということなんだけども、事情は今の同僚議員の質問で雰囲気は把握できたんで すが、このキャンプ場は危ないので廃止やむなしという声は、先ほどの答弁からは感じ取れな かったんですが、そういう声はなかったのですか。

中央公民館長

先ほど、廃止の主な理由としてどのようなものがあるかとご質問されました中に、安全性の

問題は答弁したかと思っておりますが、まず安全性の確保は言われておりました。それと、それに伴う閉鎖期間があるということで、この閉鎖期間がシーズンの7月等に集中するということから、廃止もやむをえないのじゃないかというご意見でございました。

川上委員

先ほど私がお聞きしたのは、自然災害が多く出費がかさむので廃止やむなしと聞こえたんで すね。ですから、そこでキャンプしていて身の危険を感じるとかいうことはないわけですね。 そういうことで廃止やむなしということはなかったと思いますけれども、今の答弁では。そう いうふうに理解していいですか。

中央公民館長

実際、今までキャンプ場の利用者から、キャンプしているときにそういう危険を感じたこと があるというようなことは伺ってはおりません。

川上委員

そうすると、ごく少数の方に聞かれたわけだけれども、あなた方が条例を提出する理由の一つに挙げていた、利用者の安全確保が難しいというのは、その方々からの意見聴取からは裏付けられないということがわかりましたね。市長、わかるでしょう。

それから、出費についてお聞きします。自然災害が多く出費がかさむので仕方がないというふ うに言われる方が多かったということなんだけれども、皆さんのほうは住民の方にその出費の 状況についてどういうふうに説明されたのでしょうか。

中央公民館長

自然災害におきます出費につきましては、平成13年、15年が大雨でございます。それか ら17年、18年が県の治山工事でございます。それと昨年の7月24日ですね。17年、 18年は県の治山工事のためでございますが、13年、15年、それから21年については大 雨災害による休場をやむなしにされたということで、ご説明申し上げております。その折の出 費額についてもご説明申し上げております。

川上委員

その出費はキャンプ場の修理にかかった面もあるでしょうけど、基本的にキャンプ場があろうとなかろうと、急傾斜地ですから、被害があれば林地とか河川とか含めて、キャンプ場があろうとなかろうと手当てするところでしょう。だから、キャンプ場があるためにその出費ができたという部分は少ないはずです。ですから、住民の方に誤った認識を持たせるような説明になったんではないでしょうか。わかりますか、言ってることが。キャンプ場があるがためにその出費が出たという理解を住民の方に持たせてしまうことになったんじゃないですか。どうですか。

中央公民館長

説明といたしましては、今までの災害実績をそのままご説明申し上げたつもりでありますが、 そういうふうな受け方になった方も中にはいらっしゃったかと思ってはおります。

川上委員

基本的にログハウスだとかについては大きな被害は出てないですね。それから、もう一つ皆 さんがお聞きになったという、後利用について意見が出なかった、と。出なかったんですか。 廃止した後考えようというようなことだったようですけれども、意見が出なかったとすればな ぜなのか。従前は、そのまま建ててるといろいろ管理上の不都合が生じかねないということで 撤去してもらいたいということだったんだけれども、今度もそれが多いようですけど、後利用 についてなぜ意見が出ないのか。どう思われますか。

中央公民館長

後地の利用につきましては、各種団体代表者の12名中9名から撤去の方向でのご回答を得 ております。で、1名が、廃止後に検討したらどうか。意見なしが2名という結果でございま す。

川上委員

要するに、9人というのは、発言がなかったと同じなんですね。なぜかというと、後利用に ついての意見を求めたわけでしょ。で、撤去というのは後利用じゃないでしょ。だから、その 9人の意見というのは、あなた方の問いに答えたことにはならないわけですよ。だから、残る 答えは、廃止した後に考えたらどうでしょうかというのが唯一の皆さんの問いに対する回答だ と思ったんです。だから、撤去というのは後利用じゃないわけでしょう。なぜ後利用について、 こういうことに使ったらどうですか、こんなふうにしてもらいたい、こういうふうにすると地 元としては非常にありがたいという声が出ないのでしょうか。どう思われますか。

中央公民館長

この撤去の方の主な大方の意見は、撤去後に登山道は整備してほしい、あるいは駐車場は確保してほしいというのが、大方の意見でございました。なので、ログハウス3棟については撤去しても構わないですよという意見が大方を占めておりました。

川上委員

私は、これが後利用とは考えられない。登山道、もともとあるわけですから。それから、駐 車場も下のほうにもともとあるでしょ。これは後利用とは言わない。なぜその程度のことしか 出ないかというと、皆さん方がお金がないということから出発しているからなんです。だから 撤去費用だって、2年間管理費用を押さえれば、2年間で1千万円出てくるではないかという ような、そういうようなことまで出てくるわけでしょう。従って、このいこいの森キャンプ場 の廃止議案は、もともとの財政縮減という路線に矛盾している議案だ、と。だから住民の方は、 最後に後利用について提案ができない。サンビレッジに持っていってもね、持っていくだけ大 変な額がかかる、と。うちの会社が買おうかっていうところもあるかもしれませんけど、それ は簡単じゃないですよ。ですから、本当に限られた財産を住民の福祉のために有効に使おうと すると、私は料金を引き下げるとか、もちろん安全確保はありますよ。安全確保をしながら料 金を引き下げるなどして頑張れば、この施設はもっともっと能力を発揮するだろう、と。1年 も2年も崩そう崩そう、廃止しよう廃止しようということでやる暇があったら、私は今言った ように、努力したほうが住民の皆さんからは喜ばれるのではないかというふうに思うんです。 そう思われませんか。

中央公民館長

市といたしましては、第1次実施計画が市の方針ということで決定いたしておりますので、 その方向でいきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

先ほど、取り壊し後のことがありましたけど、あれは結局、回答誘導だったですよね。取り 壊したらという、条例が廃止されたという仮定の後でどうしましょうかという話だったから。 それはちょっと、答弁の中では適切な答弁ではないと私は感じております。今、中央公民館長 が言われましたけれどもね。取り壊しましたら、確か四つか五つありましたよね、工業高校か 何かに寄贈する。これは費用がいくらかかります、取り壊しも、確か一千何百万円かすると。 で、何をする、これも金を取ると。結局は取り壊ししかありませんねというような形で、もう 仕方ないなという形で、確かそういう意見が出たんじゃなかったかと思ってます。それはいい んですが、いいことないんですけれどもね、それが大事なところなんですが、いま一つ、前々 回からずっと言っておりますけど、運営のあり方についてお尋ねをいたします。例えば千石と かにキャンプ場がありますけれども、その日、今日キャンプがしたいなと思って申し込むと、 その日に即できるんです。ところが、この関の山いこいの森というのを申し込むには、2週間 前から申し込まないと、当日天気がいいからちょっとバーベキューでもやりたいなって申し込 んだって断られる。これは、前回にもこういったご意見が出てたと思います、この委員会の中 で。その後、そこら辺の改善というのは、昨年からあってますけれども、何かなされてあるん でしょうか。お尋ねします。

中央公民館長

受付のシステムにつきましては、その後、改善はいたしております。

原田委員

公の施設というこの一つの調査特別委員会の中で、こういう改善をすれば利用客の増加を見 込めるんではないかという意味での意見が出されておったわけですよ。で、改善は何らなされ ていないというご答弁を堂々とされるというのは、私はいかがなものかなというふうに思うん ですが、何ら内部で協議もなされてなかったんでしょうか。これはもう廃止ありきで進んでい るから、そういうものは必要ないという考えと私は受けとめられるんですが、いかがですか。

中央公民館長

昨年来、委員のほうから関の山のPRにつきましては事あるごとにご指導いただいておりま して、その都度、庄内地区の人だけしか知らないのではないかとお叱りをいただいておりまし たけれども、実際は市内全域に、学校とか公民館とか、そういう主だった箇所にはチラシ等を 置きましてPRはさせていただいております。ただ、受付につきましては、まだ手を付け切ら なかったというのが現状です。

原田委員

受付に手を付けられなかったって、要するに使い勝手が悪いというところだったんですよね。 PRはしても使い勝手が悪かったら、悪い結果しか出ないと思うんですけど。そこのところが 一番にやっていかなきゃいけないところじゃないかと私は思うんです。やるだけのことをやっ て、それで結果が出なければ撤去でも何でもやればいいんですよ。私は未来永劫あれをずっと やらなきゃいけないなんてことは言ってないんです。ただ、そういったPRをきっちりして、 使い勝手がいいようにきちんとやって、そういう努力をなされる必要があるんではないですか ということを、前回もこれは私、申し上げました。しかしながら、利用の方法とか受付けの方 法については、いまだ何ら改善はされていない。相変わらず、例えば、今日お天気だから今か らちょっといいですかって言ったって、2週間前からお願いしますということでしょう。これ はもう、廃止ありきで何も手を付けてないということじゃないですか。何をどんなふうに考え て、これをそのままにされてあったのかなと思うわけです。これ、内部協議すればすぐできる 話だと思うんですよ。いかがですか。

中央公民館長

委員おっしゃいますように、受付のスピード感が不足してたということは、トータルとして は否めない面があるかと思っております。しかしながら、その辺の協議も内部でしたことはあ りましたけれども、実現には至らずに現在を迎えているというのが現状でございます。

原田委員

私は姿勢の問題だと思うんです。姿勢というか、取り組み方の姿勢ですね。これやっぱり、 片ややってて、片や行革が進んで、ともにやっていって、利用がどうしても見込めません、こ れだけの経費がかかりました、ですからこれで何とかご理解くださいというのはわかるんです よ。それをなされてないじゃないですか。これは取り崩しありきだと、こういう理論でずっと 進んでる。継続審査をしたとしても、その途中、説明会であれば、もうこれは何とかご理解く ださい、と、説得の会になってるというのが、私はいかがなものかなと思うんです。やはり、 利用できるように市民の皆さんにもっとアピールしていくと。例えば、八木山青年の家か、こ れはもうなくなりますよね。で、聞いた話ですが、幸袋地区の方は、じゃあどこに行ったらい いんでしょうと言ったら、庄内にはこんなところあるんですよと人から聞いたという話も、私 はお聞きいたしました。で、これは果たしてPRができてるのかな、やってないんじゃないか なと私は思ったんです。そのあたり、どうお考えですか。

中央公民館長

PRにつきまして、先ほどもご答弁申し上げましたように、市内12地区の公民館、あるい は小中学校にチラシを配布いたしまして、PRに努めたつもりではございます。ただ、このこ とが市内全域に浸透したかということになりますと、その辺はちょっといかがなものかという 感想は持っております。

原田委員

だいたい、そろそろ煮詰まってきてますのでこれ以上は言いませんけどね、ただ、この行革 というのは何でもそうなんですけれども、例えば先ほど、もう終わりましたけどね、図書館で もそうなんですよ。取り壊します、何をします、で、このキャンプ場も取り壊します、と。だ けど、ここの部分はきっちりやりますよという代案みたいなのが何も見えないんですよ。昔で 言うような、時代劇でいえば悪代官みたいなものですよ。搾り取るだけ搾り取って、と。だか らもっと、これは我慢してください、でも、ここにもうちょっときちっとしたのができます、

と。だからこれで代替をやってくださいという熱意も聞こえなければ、伝わってこないんです。 で、何度も言うようでありますけれども、まず使い勝手が悪いという意見が出れば、即改めて、 どうぞ、これでいかがですか、と。使いやすくなりましたという声が出た、しかしながら人数 が少ない、じゃあこれはもう行革の対象にさせていただきます、と。こういう順序立てた説明 責任があってしかるべきだと私は思います。非常にそういった説明というか、なんでか、とい う疑問を出させる部門が非常に強いです。これは今、申し込みにくいという窓口の問題、これ は例えば、いろいろ問題があるうちのたった一つですよ。その一つでさえもクリアしてないと いうのは、私は非常に問題があると、このように指摘をして、これは終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:47

再開15:32

委員会を再開いたします。原田委員からの資料要求があっております資料には、ちょっと手 間取っておりますので、この「議案第138号 飯塚市立関の山憩いの森条例を廃止する条 例」については一時保留いたしまして、次の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょう か。

(異議なし)

では、一時保留とさせていただきます。次に、「議案第139号 飯塚市歴史資料館条例の 一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

文化財保護課長

補足説明をいたします。前回の特別委員会以降、小学校、自治会との意見交換を行いました のでその結果につきまして説明さぜていただきます。1月の15日、20日、21日、25日 の4日間にかけまして、穂波地区の小学校、5校を訪問いたしまして意見交換を行いましたが、 穂波郷土資料館の展示を飯塚市歴史資料館に統合して新市の歴史がわかる全体的な展示を行う ことにつきましては、特に異論はないということでございました。合併したのだから、その方 が地域歴史学習を行う上で効果的であるとの意見でございました。しかしながら、穂波郷土資 料館の展示室を廃止するに関しては、歴史資料館まで出かけるには遠いのでマイクロバスが利 用できるような条件整備をしてほしい、また学校への出前事業などができるのであれば活用し たいということでございました。これにつきましては、歴史資料館までの輸送方法につきまし ては、市の管財課のマイクロバスの2台、旧頴田町が所有しておりましたマイクロバス2台で 対応をするということで理解をいただいております。また、2月4日に穂波地区自治公民館連

絡協議会で意見交換を行いましたが、穂波郷土資料館を飯塚市歴史資料館に統合することにつ いては合併をしたのだから、重複施設の統廃合については合併の観点からやむを得ないという ようなことで、理解をいただいております。但し、地域の子供たちが利用する場合、バスが利 用できないかという意見がございました。これにつきましては、公民館の子ども会活動で見学 する場合につきましては、自治公民館からの申し出につきましては、穂波公民館が窓口になり まして、見学を実施するということなどで、バスの利用ができるということをご説明いたしま して理解をいただいております。また、郷土資料館は図書館との一緒の施設であり図書館の方 向性と包括的審議をしたいということにつきましては、図書館の方向性につきましては先ほど 出ておりましたが、地域の人たちとの話し合いが、現在継続中でございまして、今年度中に結 論を出すという方向で現在検討中でございます。しかしながら、郷土資料館につきましては、 2階の展示室を閉鎖して文化財の収蔵庫にするということ、1階の会議室は郷土研究団体の活 動の場所として、また事務室は文化財の発掘調査の整理作業室として以前同様に継続して活用 するということで、関係各課と協議済みでございます。また、このことにつきましては、小学 校、自治会等にも説明をいたしまして、おおむね理解をいただいているところでございまして、 したがいまして、図書館の方向性につきましては、図書館の方向性によって郷土資料館の今後 の方向性が変わることはないと考えておりますので、整合性は取れると考えております。以上 で補足説明を終わります。

委員長

補足説明が終わりましたので質疑を許します質疑はありませんか。

川上委員

私は12月議会の折に、今まで児童生徒は無料だったのが、あなた方が考えてるようような ことをやると、有料になると。そういう不利益を押し付けられるのは、おかしいという指摘を したんですが、これについては何か検討されましたか。

文化財保護課長

穂波郷土資料館につきましては無料でございましたが、飯塚市歴史資料館の場合はですね、 穂波郷土資料館に比べまして規模が非常に大きく、展示資料も今回非常に大きくなってまいり ます。また、周辺の桂川町の大塚装飾古墳館、田川市の石炭歴史博物館等の類似施設の入館料 等を調べましたら、現在の飯塚市の歴史資料館の入館料は高いほうではございませんので、現 在の料金のままであれば、有料化はやむを得ないというふうに検討をいたしました。なお、土 曜日は高校生以下が無料でありますし、また市内の小中学校が授業の一環で見学する場合につ きましては無料になる減免規定がありますので、著しいサービスの低下があるというふうには、 考えられないというふうに検討しております。

川上委員

田川とか桂川とかの施設を見て飯塚が、著しく高いというわけでもないというのでやむを得ないというのはだれが言ったんですか。

文化財保護課長

事務局のほうで検討した結果でございます。

川上委員

有料化をする側が、有料化はやむを得ないといったっていう話を今答弁されたんですね。穂 波の地区の住民の方とか、子どもたちは有料化するんだけど、どうかというふうにお聞きにな りましたか。

文化財保護課長

このことにつきましては、穂波の自治会との意見交換の中で出まして、有料化になることに ついてはご説明いたしましたが、特段、これについて質問はございませんでした。

川上委員

子どもさんたちからはお聞きになりましたか。

文化財保護課長

子どもさんといいますか、直接は伺っておりません。

川上委員

1月の中旬から下旬にかけて、4日間、5校を訪問されてますね。だれとお会いになりましたか。

文化財保護課長

小学校の校長及び教頭と会いました。

川上委員

10人と会われたんですね。管理職じゃないですか。校長とか、教頭先生があなた方が提起 したことに反対といいやすいですか、言いにくいですか。

文化財保護課長

小学生に聞くということもございますけども、料金のことでございますし、やはり学校の管 理監督されて、全体的な把握をしてあります校長、教頭先生からの意見が一番妥当ではないか なというようなことで伺いました。

川上委員

私は12月議会の一般質問のテーマですね、子どもの貧困の克服についてということでした ね。市長と教育長からも答弁があったわけですけれども、我が国の子どもの貧困率は14. 7%、それは相対貧困率ですよ。絶対的な状況、推定しますとあの時にも申し上げましたけど も、本市の場合は場合によって4分の1、あるいは3分の1の子どもたちが生活保護基準と同 じか、それ以下という状況にあるかもしれないと、私はそう推定するというふうに申し上げま した。ほぼ間違いないと思います。そのときに何が必要かと、教育長は子どもの貧困が学力に 影響を与えておるのではないかということを心配して、みんなで議論したというふうに言われ たんですよ。あなた方は、児童生徒を含めて有料にするということについてね、真剣な検討を していない。50円ならいいのか、100円ならいいのかとかね。なぜ有料にするのか、有料 にする理由はないわけです。それを指摘したのに検討していないんですね。教育長はどうお考 えですか。

教育長

今、担当課長が申しましたように、子ども達については平日は基本的学校があっております。 土曜日には子ども達に無料で開放していくという方向性を取ってますし、学校の授業で行く分 については無料という形になっておりますので、その分については十分に配慮できてるという ふうに感じております。

川上委員

市長、だったら、この際、児童生徒全員無料というように考えていいわけですよ。それを、 気が付かないで条例改正を出したのかもしれませんけど、指摘は受けたわけですよね。私がし たわけだけれども。それならばこれについて、同じ議会で指摘をしているし、教育長も答弁が あった。影響がないとあなた方が言い切れるわけないでしょう。よく考えてみてください。だ から、このことについてまともに検討していないというのは非常に冷たい、子どもに冷たい教 育委員会、こう言われても仕方がないですよ。これをあなた方は歴史教育だとか、そういう名 のもとにやろうというんですから、二重に責任は大きいなというふうに思います。教育長、ど う思われますか。

教育長

教育そのものについてどういうふうに考えていくかということにもつながってくると思うん ですけれども、子ども達についてそれだけいろいろ、土曜日を無料にするとか平日の授業につ いては無料にするとか、そういう配慮はしてるわけでございますので、十分そういう面での配 慮は、完全とは言いませんけども、届いてるというふうに思っております。例えば子ども達が 何か施設を使うときにとか、公共施設の場合ですね、全て無料だったら本当にいいのかどうか ということも、十分我々も常日頃から考えているわけでございまして、受益者負担というのも いろいろ考えなくてはいけない分野も、私はあってもしかるべきだというふうに思っておりま す。十分、子どもの学習について配慮はしていかなければいけないということを大前提として 考えて、だからといって全て無料にならなきゃいけないということにはならないというふうに 考えております。

川上委員

子どもの学費を少なくとも高校までは無料にしよう、返済義務のない奨学金をつくろうとい う、世の中がそういうふうに動いているときに、驚く答弁を聞いたわけですけれども。しかし 私は、飯塚市が子どもの教育費をね、今、直ちに全部無料にするべきだとか言ってないわけで すね。残念ながら、まだ言ってないわけですよ。しかし教育長は、子どもの教育を、子どもに 係るものを全て無償にするわけにいかないという言い方なんですね。論理的におかしいという ふうに思われるでしょう。私は、この歴史資料館の入場料、穂波の子ども達が、大人もですけ ど、今、穂波にあれば無料で見られるものをいわば勝手に持っていってね、歴史資料館に。そ して、見においで、お金を払いなさい、と。そういうところについてあなた方がどう考えるの かと、ずっと言ってるわけですよ。何か答弁することがありますか。

教育長

今の歴史資料館の話でございます。今、勝手に持っていってと言われましたけれども、決し て勝手に持っていったというふうには思っておりません。飯塚市全体の歴史を見るという意味 で、そこに置いた方がベターだという判断に立って向こうに持っていったわけですので、決し て勝手に持っていったわけじゃございません。それからまた、確かに子ども達の問題、できる だけ学習という形でございますし、今置かれている子ども達の状況から考えますと大変厳しい 状況にあるということも十分わかっております。ですから、子ども達には最大の配慮をしてい かなきゃいけないということについても、十分、自分としてはわかっているつもりでございま す。そういう中での判断というふうにご理解いただきたいと思います。

川上委員

齊藤市長も教育長も「子どものために」と、この間いろいろ言われてきました。いろいろ考 えてもおられたんでしょう。考えた結果が指摘を受けても有料化はやめないということのよう ですね。私はそういうことじゃ駄目だと思います。

それからもう一つ、穂波の図書館との関係なんですけれども、穂波の図書館を子ども図書館 にするというような言葉遣いがされていますけど、それは図書館法に基づくものなのかという ことを前から指摘もしておりました。で、図書館法に基づくものであれば、「子ども図書館」 とか言わないわけですよ。「図書館」というんですよ。それはさておき、図書館法に基づく穂 波図書館ということで充実するというのであれば、いろんな工夫をするというのであれば、特 色を持った図書館づくりをするというのであれば、二階の収蔵庫は閉鎖すると言われましたけ ど、そんなことではなくて、穂波の図書館は子どもの読み聞かせとブックスタートとか言って ありますけど、そういうことも含めてやるんだけれども、あそこに行けば穂波の大事な歴史資 料を一緒に見られるというのは、穂波図書館の魅力になりませんか。私はきっと、穂波図書館 はそういった点でも充実すれば、利用者はもっと喜ばれると思うんですよ。そういうふうに考 えるとね、閉鎖するだとかいうのは最悪じゃないかと思いますけど、どう思われますか。

教育長

先の図書館のときにもお話ししましたように、まだ今はそういうふうな子どもに特化したような、そういう図書館にしたらどうだろうかという話が現在あっているということで、それを 含めましてこれからはどういうふうな形であったらいいかということを検討していくというこ
とで、先ほどご回答を申し上げました。気持ちは、そういう意見を尊重しながら、あるべき穂 波の図書館の姿を考えていきたいというふうに思っております。上の歴史資料館の収蔵庫の話 でございますけれども、私は、収蔵庫になっても当然、どこに何があるかというのがわからな いと、いろんな面で困るわけですから、当然決められたところに決められたような形で、中に 収蔵していくというのは原則だと思っております。ですから、上の収蔵庫になる場所も必要に 応じたら、中にどういうふうな資料が入れられてるかということについてもわかるような、そ ういう収蔵の仕方というのは当然あるべきだと思っておりますので、それも全く活用できない ということじゃないというふうに思っております。

川上委員

その仕事は誰がするんですか。

教育長

収蔵庫の管理は歴史資料館が一応、管轄する形になりますので、上の利用等が必要になって くれば、当然、資料館の職員が対応する形になると思います。

川上委員

よく考えてみてくださいね。あなた方は今度のことで、社会教育の観点からいろいろ工夫したということもあるんだけど、財政縮減という点でいうと、前回は123万円の清掃費を節約 という形が浮き彫りになりましたね。で、今、教育長が言われるように、閉鎖はするけれども きちんと整理はすると、分類整理をするということになると、一定のメンテナンス費用もかか るし、それから人の手も入る。そうすると、財政縮減には貢献しないんじゃないですか。財政 縮減については余り考えずにこれをやっているということですか。

文化財保護課長

財政縮減につきましては、清掃委託料123万円ですね。このほか、人件費といたしまして 市の文化財保護課の職員4名が全部関わっているわけではございませんけど、何らかの形でこ の穂波郷土資料館のほうに行っているわけでございます。また、平成20年度につきましては 庄内の歴史資料室とこの穂波郷土資料館を合わせまして嘱託職員が1人おりましたので、その 職員が管理運営をやっているということでございますので、人件費につきましても、上のほう が収蔵庫になりますと削減ができるということで、清掃委託料に加えましてさらに縮減効果は 出るというふうに考えております。

川上委員

私は、基本的に現状で穂波の郷土資料館を充実させながら、歴史資料館本体も含めて、児童 生徒については入場料を無料にする、穂波の場合はそれを続けるということになりますけれど も。それから二つ目は、穂波のものを歴史資料館に統廃合をしなくても、子ども達が歴史資料 館を見るのに必要なマイクロバスなどは当然出す、と。それから、歴史資料館本体のほうで、 統一的な企画が必要な場合は穂波から借り出す、と。期間はいろいろあるでしょうけど。で、 終わればきちんと返すと。ほかの、例えば桂川だとか田川とか言われましたけど、いろんなと ころとの関係でもそういうことは発展していくと思うんですよね。だから、とにかく穂波のも のを柏の森に持っていって、そこにずっと確保するという考え方をしないでも済むと思うんで すよ。そのことを私の意見としては述べておきたいと思います。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

佐藤委員

まさに今の質疑と関連するんですけれども、二階を収蔵庫にするということで、違う収蔵庫 を見に行ってきました。そしたら、ただの物置のような感じがするんですね。昔の農機具とか、 そういうものを置いてあるだけのような気がしますんで、そういうことにならないのか、そう いう物置程度になるのであれば、あそこの土地、あの館ですね。200号線・201号線が交 差しているところから近いということで、地の利も考えた部分ではもったいないんじゃないか、 ただの物置になるんであればですね。その辺のところのお考えを聞かせてください。

文化財保護課長

ただの物置の収蔵庫になるんではないかなというふうに危惧されているようでございますけ れども、やはり文化財保護の立場からいたしましたら、資料の保存、それを将来に伝えていく というのは大切な仕事でございまして、ただ物置のように並べて押し込めるということじゃな くて、やはり資料は、学校教育とか地域の郷土学習につきまして要望があれば貸し出しも当然 やらないといけませんし、点検もやらないといけませんので、分類整理をいたしましてきちっ と整理をいたしまして、要望があればすぐ出せるような収蔵をするように計画をしております。 また、近くの学校等で収蔵状況がわかるような、中を見たいというような希望があれば中も見 学できるような方法をとりたいと思います。ある博物館につきましては、バックヤードといい まして、収蔵状況を見学させるような活動もやっておりますので、穂波の郷土資料館の収蔵に つきましてはその辺を十分ですね、考慮いたしまして収蔵したいというふうに考えております。

佐藤委員

そうですね、多分飯塚の歴史資料館に穂波の今ある分を移してもですね、貴重な部分はある と思うんです。だから、ただの物置にせずにですね、やっぱりあそこは人がよりやすいところ であります。図書館もありますんで、その分いつでも見られるようにとかする配慮をぜひお願 いします。それとあと一点、前回申しておりましたけれども、今、さっき、頴田の図書館が図 書室になると、そのところで本がどうしても置けないからということが理由になりましたけど も、まさか穂波の図書館が図書室になるときに、そういう蔵書数が置けないなら2階も図書館 にして、残すべきだと考えも持っております。そこの分は全く関係ないでしょうかね。穂波の 図書館が図書室になる理由に上を収蔵庫にしたからとかいうことが関連全くないと言えますか ね。その辺だけお聞かせください。

生涯学習部長

現在の穂波図書館につきましては、まだ図書館とか図書室とかの方向性を決めておりません が、上の方に影響が及ぶことはございません。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

歴史資料館条例の一部を改正する条例案は、穂波郷土資料館を廃止し収蔵庫に変えるもので あります。穂波地区住民にとっては、地域の大切な歴史資料を遠いところに持ち去られる上に、 これまでだれでも無料で見ることができたのに今度は児童生徒を含めて有料になるという不利 益も押しつけられることになります。123万円の清掃費用の節約というなら、知恵を絞れば 他の方法で幾らでもできるはずであります。したがって、本案に反対であります。

委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を省略いたします。採決いたします。「議案第139号 飯塚市歴史資料館条例の一部 を改正する条例」について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 16:02

再開 16:03

委員会を再開いたします。

次に一時保留しておりました「議案第138号 飯塚市立関の山憩いの森条例を廃止する条 例」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

原田委員

今配られましても、目を通す時間はないと思うんですが、わかったところでちょっと見てい ただければいいんですが、この中ほど過ぎぐらいに、下のページが手書きのやつがあります。 それの10ページあたりをちょっと見ていただきたいと思うんです。下のページ数が手書きに なっているのがあります。真ん中すぎぐらいですね。その11ページをご覧いただければいい と思うんです。まあいろいろ、こう読んでいただければ分かるんですが、流れとしてずーっと こうきておりましてですね、こういったご意見もあったんです。この11ページのほうの真ん 中以降にありますね。「だから、最初にお伺いしましたよね」と、「この会議の目的は何なの ですか」と。「跡地の利用についての話かと聞いたら違うとおっしゃいましたよね。存続を含 めて議論ができるかどうかを聞きましたよね。僕らも正直忙しいのですよ」と、「結論ありき の会議ならやめてください」と。「意見を聞いてきなさいと言われて聞いてきましたというそ のための手続ですか。違うというのなら観光課の話も出ました。自治会長から子ども会関係者 の話を聞いてくれないかという話も出ました。4つぐらい今出たでしょう」と。「それを持ち 帰って議論した結果、こういう結果になりましたとなるべきでしょう」と、「それが手続の礼 儀ですよ。結論ありきという会議だったら止めてください。僕は帰ります。」で、この方お帰 りになったんですよ。要するに誘導会議ではないかということをこの方は言われていたんです ね。その前の、私冒頭言いましたように、そういった意見が出ると、こういう反対のですね、 その意見というのが抜けているような感じがいたします。文書のつながりがおかしいですもん ね。何で抜かしてあるのかちょっとわからないんですけども、こういう形でですよ、あくまで も、その前を見ていただくと、これ手書きのところなんかが、いこいの村のことですから大体 わかると思うんですが、手書きの3ページ目からですね、話を聞いたら決定ですよね、簡潔に 言ったらというようなそういったのが冒頭から出たんですこれ、説明から見てですね。方針と いうのは条例を廃止することでしょう、それなら決定でしょと。あくまでも決定ありき、結論 ありきの会議が最初からきたわけなんですよ、ここで。それを私は資料としていただきたいと、 このようにお願いをしたころなんです。とうとうお一人の方はいろんなご意見もありましたけ ど、こんなことじゃ僕も忙しいから、時間がもったいないから帰りますってお帰りになったん です。こういう話の進め方は、私はおかしいじゃないかなと、これまさに誘導会議じゃないで すかと言ったのがこのことなんです。この中ですね、黒い点々の間に一つ一つ反対討論みたい なのが入ってたんですけど、ちょっとこれ見るとなくなってますね、なくなったところがある みたいな気がします。そんなふうに私は取れたんですけどもね、この流れ、ちょっと不自然な とこも一部ありますけども。これ、あくまでも結論ありきというふうにこういう意見をおっし ゃった方もあるんですけど、この辺はそうじゃないという自信がおありになるんでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

- 休憩 16:08
- 再開 16:08

委員会を再開いたします。すいません。原田委員にお願いです。質問の趣旨を的確に述べて ください。

原田委員

まず、結論ありきの会議ではないかということを私はお尋ねをしたいと思います。質問はそういうことです。結論ありきというのは、こういう意見がきちっと出ているわけですよ、ここ

に。結論ありきじゃないですかということで帰られた委員もいらっしゃる。こういうことについて誘導じゃないですかというお尋ねをしているんです。

中央公民館長

結論ありきという会議じゃなかったかというご質問かと思っておりますが、私といたしましては、11月4日の最初の会議の時点から、飯塚市の方針は第1次実施計画に沿って議会に提 案いたしておりますということは申し上げております。それで、その後の利活用についてもで すね、この会議の中でご意見を賜りたいということで申し上げてきたつもりでおります。

原田委員

冒頭、補足説明がありましたときに、私もちょっとその後に質疑で言いましたけども、この 中でバイパスも通って田川や福岡、北九州など便利がよくなっておりますとか、柔軟な発想で 物事を見れないかとか、いろんな意見も出てましたですよね。これに対しての答弁というは、 このときなかったんです。この結果、そういった答弁というのはされたんですか。最終的には。

中央公民館長

2月4日の日のですね、最後の会議の折に、1月18日にいただいておりました宿題につき ましては、ご報告を申し上げております。

原田委員

そのご答弁というのが、わかりにくいんですよ。ここ、いろいろ意見が出ているじゃないで すか、また何もないところに企業誘致したりと、こんな非常に不景気の中で先行投資なさる懐 が市にあるのならば、生涯学習教育にもう少しお金がかかってもいいじゃないかと思いますと。 確かに経費がかかっていますが、合併の時に確か庄内地区の中にそういった計画があったかと 思います。庄内地域を合併の際にどう位置づけられたか、もう一度確認していただきたいと思 います。こんな意見だって出ているんですよ。この方が結局お帰りになったんですよね、こう いった方。結構言われて。そういったのは議会でも補足説明でもこういった意見がございまし たということは、当然おっしゃっていただかなければいけない。何もないじゃないですか。ま さに、結論ありき、廃止ありきの論点から補足説明があったから、私はおかしいんじゃないで すかと言っているんです。いかがでしょうか。

中央公民館長

確かに、お一人、お二人のご意見の中に、もうちょっと観光施設として利活用したらどうか とか、せっかくバイパスが通って、交通の便が良くなっておるんだからもっと利活用は考えた らどうかとか、そういうふうなご意見は確かにいただいております。しかしながら、2月8日 の時点でのおおかたの意見が条例廃止でやむなしというご意見が多うございましたので、そう いうことを申し上げたつもりでございます。

佐藤委員

今言われてある2月4日の分の会議録、ないと思うんですよね。その分とか、子ども会関係 者とかPTAとか、15団体ぐらい来て17名の方が納得されたとかいう説明があったんですけ ど、そこの会議録も付いてないように思うんです。私、そっちの方が大事かなと思いますので、 もし付いていないのであれば資料要求いたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:13

再開 16:13

委員会を再開いたします。執行部にお尋ねいたします。ただいま佐藤委員から要求があって おります資料については、提出できますか。

中央公民館長

提出できます。

委員長

その資料は本日中に提出できますか。

中央公民館長

二、三十分の時間をいただければ、ご用意できます。

委員長

おはかりいたします。ただいま佐藤委員から要求がありました資料について、要求すること にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 16:15

再開 16:29

委員会を再開いたします。お手元に、佐藤委員から要求がありました資料については配付さ せていただきました。質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

この会議録を見ているとですね、条例廃止イコール撤去ということではない、とあるんです ね。今、私が見てるのは最初に配られたやつです。会議録の手書きの2ページの一番下のほう なんですね。条例を廃止するということは、今のいこいの森の使い方をやめるということでご ざいます、条例廃止イコール撤去ということではございません、条例を廃止した後はどのよう ないい方法があるかということを、ぜひ皆さんのご意見を賜りながら検討していきたいという のが市の方向でございます、とあるんですね。どうやらこの中では、いくつかの使い方につい て提案をなされたような記述がございます。資料2・3とかありますよね。提案が五つくらい あったとかいうのも確か書いてあった。ちょっとそのあたりを説明していただけますか。

中央公民館長

委員おっしゃいますように、条例廃止イコール撤去ではございませんということで、資料 2はまず譲渡、それから売却、それから移築、そして撤去。もう一つは、嘉穂工業高校による 実習を伴った一部移築という五つの案を資料として提出させていただいております。その中か ら一番、事務局として提案できるものを五つ、案として上げさせていただいております。会議 の中ではこれ以外にも、より良い方法がございますればそれを意見としてくださいということ でご説明を申し上げました。

江口委員

いこいの森については、やめる大きな理由というのは危険だってことだったと思ってるんで すね。で、危険だ危険だっていうお話をなされて、そのお話は第1次実施計画に入ってた。そ の段階で、本当に危険であるならば今年度、夏の利用はやめるべきだというお話をさせていた だいたんですが、今年度の夏は利用していただいてるわけですよね。そして、今のお話の中で も譲渡というものがあるわけです。本当に危険なのかという部分で疑問に思ったりするんです けど、会議録ないし資料の中で、そのあたりに関わる部分は、危険性に関わる部分はどこかあ りますでしょうか。ありましたら教えていただきたいんですが。

中央公民館長

1月18日の議事録の2ページ目の上から8行目ですか。「補足説明いたしますが云々」の 中で、廃止する理由といたしましては、ということでご説明させていただいております。

江口委員

ここで書いてあるのは、100年に一度の大雨が関の山に限らずどこも土砂災害はあってる し、これだけの雨が降ったら確かにそういうことになると思うんですが、当然そういった部分 になると、ほかのキャンプ場であっても当然閉鎖になってて、利用はもちろんできてないと思 うんですよね。危険性の部分に関してもう少し何かありますでしょうか。 中央公民館長

同じく1月18日の議事録の8ページ目でございますが、一番下の段でございます。「この施設を造るときの趣旨は云々」という中に、今、子ども会がキャンプに連れていくとしたら災害以外にもし事故があった場合に誰が責任を取るのかとかいう下りもございます。あと、ほかの日にちのものにも、毎回この安全の問題のことにつきましては私のほうから補足説明は入れさせていると思っております。ちょっと今、どこがどこかと言われますと見つかりませんけれども、そういうことでよろしくお願いいたします。

江口委員

会議録の中についてはそういった状況なんですが、それ以外に、例えばこういった状況にあ るとかいうペーパーがあるのだったら出していただきたいし、ないのでしたら口頭でも結構で すので、これこれこういうふうな形でこれだけ危険性があるんだっていうやつをもう一遍ちょ っとご説明いただけますか。事例も併せてご案内ください。

中央公民館長

各会議の資料の中に、「施設の災害と被害状況及び整備事業による休場について」という部 分の資料も出させていただいております。これは冒頭にもご説明申し上げましたけれども、平 成13年度が1ヶ月間の休場、大雨による被害、それから15年度が8ヶ月間休場、これも7. 19でございます。それから、平成17・18年度は県の治山事業による休場、これがそれぞ れ3ヶ月、7ヶ月の休場、それから昨年、平成21年度の7月24日の大雨による被害、これ は約1ヶ月間の休場ということで、ご説明はさせていただいております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

この議案は、関の山いこいの森キャンプ場を廃止しようとする議案であります。従来、その 理由について安全性の確保が心配だ、と。それから利用状況についても増加が見込めないとい うことが述べられてきましたけれども、これについて根拠が薄弱ということが明らかになった と思います。私はこの際、議案は撤回されるべきだというふうに思います。よって、反対であ ります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

原田委員

私も反対の立場から討論をさせていただきます。まず第1に、廃止ありきということで、こ の有効利活用という面からは全く活動がなされなかったというのが非常に問題であると考えて おります。いろんな形で、今までこの公の施設の委員会の中でご意見がいろいろと、滔々と出 されました。まずPRの問題、それから利便性の問題、様々なことがありますが、何ひとつ解 決したとは私は考えておりません。何度も私も申し上げておりますが、これを未来永劫に残す ということは、毛頭考えてはいないわけであります。ただ、やるべきことをきちんとやって、 そして、これはどうしようもない、もう老朽化してきた、そういった問題が出てきて様々な問 題が蓄積されたときに新たに考えればいいのではないかという考えであります。壊すのはいつ でもできるんです。ただ、有効利活用しないうちに、そういう計画もないうちに、ただ廃止あ りきで進むのはいかがなものかと思います。以上の理由で反対討論といたします。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第138号 飯塚市立関の山いこいの森条 例を廃止する条例」について、議案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「公共指 定等のあり方について」を議題といたします。執行部から本日の提出資料について補足説明を 求めます。

行財政改革推進室主幹

平成21年11月13日に開催されました特別委員会において資料要求があっておりました 資料を今回提出させていただいております。提出資料の補足説明をいたします。まず、はじめ に「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」の平成21年度中に実施、決定、計画策定 を行う施設の進捗状況についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。2ページに かけまして区分ごとに施設名、進捗状況、所管課を記載いたしております。所管課を中心とし まして、実施計画の方向性に基づいて内部検討委員会、関係部署をはじめ、関係団体、地域団 体、利用者等と協議・調整を行っております。なお、施設ごとの進捗状況の説明は省略させて いただきます。3ページをお願いいたします。内部検討委員会の開催状況でございますが、 5ページにかけまして、4つの検討委員会ごとに開催状況を記載いたしております。内容の説 明は省略させていただきます。6ページをお願いいたします。公共施設等の総資産価値という ことでしたので、平成20年度末現在の公共施設等の残存価格一覧表を作成いたしております。 施設を中分類、小分類に分け、施設数、残存価格を記載いたしております。合計でございます が、709施設で残存価格は700億24万5千円となっております。7ページをお願いいた します。公共施設等のあり方に関する実施計画を実施するにあたっての基本的な考え方につい て、実際に実施に至るまでの基本的な流れの主なものを記載いたしております。譲渡、移譲の 場合でございますが、まず、有償、無償の判断をいたしまして、有償の場合は、譲渡金額、減 免・延納の是非を検討し、決裁を受け実施することといたしております。無償の場合は、「飯 塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条に該当しないものにつきましては、 議会に議案を提案し議決後実施することといたしております。なお、地域関係団体等の公共的 団体に施設を移譲等を行うことが今後予想されますが、当該条例を一部改正することにより、 議決を得ずに無償又は減額譲渡等が可能となります。8ページをお願いいたします。貸付け、 貸与の場合でございますが、有償の場合、貸付金額、減免の是非を検討し、決裁を受け実施す ることといたしております。無償の場合、公共的団体が公益事業等に利活用する場合は、議決 事件には該当しないことから、決裁を受け実施することといたしております。9ページをお願 いいたします。基本的な考え方の中で使用しています語句の解説でございますが、「特定の公 共的団体」、「特定の公共的団体等」、「特定の公共的団体以外の公共的団体」として想定さ れる主なものについて記載いたしております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わ ります。

学校施設等再編整備対策室主幹

同じく11月に資料要求がございました頴田小中学校建替に伴う複合化、多機能化施設等に ついての資料についてご説明申し上げます。資料をお願いいたします。頴田小中学校建替に伴 い複合化等をする施設につきましては、教育委員会事務局関係各課等で協議を行い、その他検 討経緯の欄に記載してますとおり、学校再編整備複合化多機能化等検討会等において協議を重 ね、学校給食施設、地区公民館、児童センターを複合化する方向で基本決定し、現在詳細につ いて関係各課で詰めてるところでございます。また、2の地元との協議経緯に記載してますよ うに、自治会長会や頴田まちづくり協議会教育専門部会の皆様方に建替についての概要を説明 し、その後保護者、地域の方や公民館の利用者及び学校現場などのご意見を直接聞くために、 頴田小中学校建替に関する地域教育会議を市民協働の理念に基づく無報酬の市民会議として設

立していただき、貴重な意見を伺っているところでございます。諸都合により12月、1月は 開催できませんでしたが、今月中旬に第4回目の会議を実施し複合化する施設等について保護 者の皆様方などの貴重な意見を伺うこととしております。頴田については以上でございます。 続きまして、本日配布さしていただいております「飯塚市立小中学校再編整備等に関するアン ケート調査について」を説明さしていただきます。まず本日配布しています資料の確認でござ いますが、保護者一般市民向けに配付しています小中学校再編整備等に関するアンケート調査 のご協力のお願い、飯塚市立小中学校再編整備等に関するアンケート及び教職員向けの小中学 校再編整備等に関するアンケートのお願いの3種類でございます。アンケートの調査概要につ いてご説明申し上げます。今資料の説明で申し上げましたとおり、アンケートは保護者一般市 民向けと教職員向けの2種類を作成いたしております。内容につきましては、基本的には同じ 内容としておりますが、保護者一般市民向けにつきましては回答を選択方式とし、教職員向け につきましては記述方式といたしております。調査対象者数につきましては、市内の私立、市 立の保育所、幼稚園、小学校、中学校の全保護者約12,000名と無作為に抽出しましたー 般市民の方が約2,000名及び飯塚市立小中学校の教職員約700名の合計で約 14,700名を対象といたしております。次に調査期間でございますが、今月1日から今月 末までとしております。次に配布回収の方法でございますが、保護者、教職員は保育所、幼稚 園、小中学校それぞれの学校等において配布回収をお願いしております。また一般の市民の方 につきましては、郵送により送付返信をお願いしております。次に集計分析につきましては、 委託先において回収できたものから順次集計を行い、3月末までに最終集計分析し、その結果 報告書の納品というスケジュールになっております。この結果につきまして、市民の皆様方へ の公表はスケジュールの都合で、4月1日付の市報等には間に合いませんので5月の市報およ び市ホームページへの掲載を行う予定としております。またこのアンケート結果につきまして は、本委員会の報告は勿論でございますが、校区単位等で説明会などを実施する予定としてお ります。次にアンケート内容につきまして簡単にご説明申し上げます。大きな質問項目は全 11問、これに付随します質問を加えますと全34問の質問数となっております。また最後に 学校再編等に対しての自由に意見をいただく欄を設けております。保護者一般市民向けでその |概要を説明いたしますのでアンケートをお願いいたします。1ページにつきましては、回答者 についての基本的な項目についてお聞きしております。次に2ページ以降につきましては、質 問項目の前にそれぞれ質問項目に対応した事項の現状、メリット、デメリット及び教育委員会 の基本的な考え方などをお示しし、各質問を選択方式で回答していただくこととしております。 2ページの問1で学校施設について、3ページの問2で学校の再編整備について、4ページか らは再編整備の検討に必要な諸課題についてお聞きし、5ページの問3では複式学級について、 6ページの問4では少人数学級について、7ページと8ページの問5と問7で小規模な小学校、 中学校について、7ページと9ページの問6と問8で小学校、中学校それぞれの通学距離とそ の方法について、10ページの問9においては通学区域と自由選択制度について、12ページ の問10においては小中一貫教育について、13ページの問11においては学校施設の複合化、 多機能化についてを質問いたしております。また最終14ページに先ほど説明しましたとおり、 再編整備等について自由に意見を記入する欄を設けております。また別冊で小中学校再編整備 等に関するアンケート調査のご協力お願いを配布いたしておりますが、これにはアンケート協 力のお願いとアンケートを回答する上で必要な資料を掲載いたしております。以上で、甚だ簡 単ですが、現在実施しておりますアンケート調査についてのご報告といたします。よろしくお 願いします。

委員長

説明が終わりましたので、公共施設等のあり方全般に関する質疑を許します。はじめに、質 問通告をされております川上委員に質疑を許します。 川上委員

通告に従い質問いたします。小学校と中学校について、ただ今のアンケートの説明のありま したけれども、まず、学級編成の現状、4月以降の見通しがどうなっているのかお尋ねします。

学校教育課長

本年4月以降の学級編制の見通しは、小学校1年生から3年生までは35人以下学級編制を 実施いたします。これに伴いまして、小学校7校で10学級の増という予定でございます。小 学校4年生から中学校3年生までは、国の規定どおり40人以下ということで編成をするよう に予定をしておるところでございます。

川上委員

10学級増ということですね。それを、常々私、少人数学級をさらに進めるとどうなるかと いうことで、第2プランを持つべきではないかと申し上げておりましたが、さらなる少人数学 級化ということになるとどのようになるか、試算がありますか。

学校教育課長

二通りの試算をしております。小学校4年生から6年生まで、つまり小学校全部に35人以 下学級を広げた場合には、さらに16学級の増となります。これを中学校までに広げた場合に は、中学校だけでも11学級の増となります。このケースでいきますと、35人以下学級を小 ーから中三まで広げると、全部で27学級増となります。また、もう一点、昨年度から30人 以下学級というような考え方もできるのではないかというご指摘も頂いておりましたので、 30人以下学級で試算をしますと、小学校1年生から3年生まで、14校で24学級の増とな ります。ですから、現状よりもさらに14学級増ということになります。4年から6年までに これを広げますと、小学校全部で52学級増、さらに中学校まで広げますと、加えて23学級 増ということに、2月1日付の児童生徒数の調査結果ではなる次第でございます。

川上委員

そうなってきますと、一学年、文科省の標準クラスが一学年3クラスというわけですね。に 対して、本市の実施計画では、なぜか3学級「以上」というふうになっているんですけれども、 その問題を指摘しながら、さらなる少人数学級を図れば学校の統廃合については別のプランが 立ってくるというふうに思うわけですね。前回までに皆さんは、素案のたたき台を9月、教育 委員会及び代表校長会に示したということでしたけれども、この素案のたたき台ですね、その とおりに実施したとした場合の事業費、予算はどの程度になると考えられるか、お尋ねします。

学校施設等再編整備対策室主幹

今のご質問は、再編整備をしたら市としてどのくらいの経費がかかるかということだと思い ますが、まず再編整備に必要な経費といたしましては、例えばA小学校とB小学校が統廃合し た場合に不測する教室の増築等の建設費用、また、場合によってはスクールバスの運行が必要 なることもありますのでその費用、そして、新たに移設などして新設した場合には、先ほどの 建設費用と別に土地の取得費用がかかるというふうに考えております。当時、策定する際に教 育委員会事務局でもその経費等についても検討いたしておりましたが、昨年現在の各学校の生 徒児童数から試算いたしますと、これは片寄せの場合でございますが、その場合はほとんどが、 片寄せしてもクラス数の増加はないと見込んでおりましたので、先ほど申しました増築等にか かる経費については、ほぼないというふうな試算をしておりました。また、スクールバスの運 行経費につきましては、現在、民間に委託してスクールバスを走らせておりますが、方法とし まして市がバスを直接保有する、またはリースによって借り受け、運行するというようないろ んな方法がありますが、現在の方法で試算しますと、現在、一個2ルートで約600万円程度 かかってますので、1ルート300万円として計算しますと、素案策定時には11ルートが増 加するというふうな計算をしておりましたので、約3,300万円の増というふうな計算をい たしておりました。また、敷地等の問題で移転が必要な学校としましては、第1次実施計画に おきまして鎮西中学校を検討するとしておりましたので、その費用につきましては、まず土地 の問題がございます。移転する場合、土地を購入する必要がございますが、場合によっては市 有地ということも考えられますので、仮に民地であるとしたならば敷地面積が3万から5万㎡ 程度必要でございますので、例えば田であれば1㎡1万円程度で5万㎡でいくらになりますと いうような試算は行っております。以上のようなことで、各学校を統廃合した場合も、それぞ れのシミュレーションを行っていますが、全体の総合計ということでは計算をいたしてないの で、ご理解のほどをよろしくお願いします。

川上委員

それは、当面必要になる耐震補強とか、あるいは、この際、建て替えというようなことは含 んでいないということですね。それで私は、そこまで検討されておるかどうかわかりませんけ ど、さらなる少人数学級による第2プラン、恐らくは、今あなた方が素案のたたき台でお考え のようなところまで統廃合しないプランですね。ほとんど今のとおりということが、第2プラ ンでいけばできると思うんだけど、それについても、先ほどは考慮していないということだっ たんだけど、耐震補強の問題とかですね。場合によっては建て替えとかについて、事業費の試 算をしてみることは必要ではないかと思うわけです。いずれにしてもそういうことなんですが、 ところで、今の素案のたたき台によって教員定数がどのくらい減ずるという見通しか、お尋ね します。

学校教育課長

学校再編のプラン、1プランについて、教職員の数がどれだけ減ずるかという数字は、すみ ません、持ち合わせておりません。

川上委員

そういうことはないんじゃないですか。今、素案のたたき台を作った段階で、先生方の定数 がどれ位減ることになるのか、その定数については教育委員会、県教委が持っていかないで、 飯塚市で再度そのまま雇用してもらいたいという運動をしていいと思うんですよ。そういう意 味で、県教委がどのくらい浮くというのを、要求するかどうかわかりませんけど、聞いてくる でしょ。だから、あなた方がその数字がまだわからないということはないと思うんだけど、本 当にわかりませんか。

学校教育課長

本当にわかりません。今、ご質問の中で、再編を進めたときに前段階よりも余裕が出た教員 については、そのまま市町村採用にしてくれるというようなことは、今、小中一貫校が進んで いる他地区の状況を見ても、学級数に応じての教職員定数配置となっておりますので、予想は 立っておりません。ただ、校長が1人なのか2人なのかとか、養護教諭の配置等についての定 数については、今、ご質問者おっしゃったとおり、どのような活用をするのかという相談にな りますが、一般の教員定数については現状、学級数に応じてという形になっております。この 10年間に、被雇用者の場合ですね、正規労働者が大幅に減って、派遣労働者をはじめとする 非正規労働者が急速に増えているということで、大企業は内部留保を大きくして、いいんだけ れども、雇用者報酬は大幅に減っていくという、この10年で1割、27兆円も減るような状 況で、工場がどうなっておるのか、会社はどうなっているかというのはトヨタのリコール問題 その他、見てもわかるんだけど、教育の分野ではどういう事態が起きているのかということも 考えないといけない。任期付きの市の教員を採用したりもしておるんだけど、今度のボーナス はカットということになったんだが、教育の内容が非常に難しい。それで、一定規模の少人数 化が進まない中で、先生たちが悩んで苦しんでいるという実態があるのは、皆さんご存知でし ょ。で、体を壊し心も傷ついていくと。それで、深刻なことも起きてきているわけですね。そ れで、ぜひ、子ども達はもちろんだけれども、教職員が夢や希望を子ども達と語れるような教 育環境をつくる必要があると思うんですよ。私は、先ほど子どもの貧困のことも申し上げまし

たけれども、今、学校の再編問題で考えるなら、さらなる少人数化かというのを真剣に急いで 考えなければ、この先、学校現場でどんなことが起こるかわからない。だから、真剣に第2プ ランについても、少人数学級、小規模校の大事さを真剣に考えていく必要あるだろうというふ うに思いますので、このことについては意見として述べておきます。

それから、通告の頴田高齢者福祉センター、筑穂老人福祉センター、一つ飛びまして忠隈住 民センターについては、浴場は廃止ということを含めた見直しが進んでおりました。それで、 私はあなた方が廃止する際に、ここを日常的に利用している一人一人の高齢者が仮にもですね、 お風呂に入れないというようなことがあってはならんということを申し上げておったんですが、 それら含めて、現状がどうなっておるかお尋ねしたいと思います。

高齢者支援課長

頴田高齢者福祉センターは平成22年度末で公の施設としては廃止となりますが、平成23年度からは現行どおり、高齢者の健康、生きがい交流づくりと浴場の機能を継続しながら、地域コミュニティ団体に貸与するというふうになっております。この地域コミュニティ団体の設立につきましては、頴田地区の自治会長会が中心となって設立に向けた取り組みをされているところであります。この地域コミュニティ団体につきましては、昨年の5月に開催されました自治会長会役員会に、地域コミュニティ団体が設立された場合には頴田高齢者福祉センターを貸与し、浴場の運営を含めてお願いしたい旨のご相談をしたところであります。また、利用者の方につきましては、昨年、数回ではありますが、頴田高齢者福祉センターの今後についてのご意見などをお伺いしたところであります。

続きまして、筑穂老人福祉センターでございますが、筑穂老人福祉センターは平成26年度 末で廃止することとなっており、現在、指定管理者である社協と作業部会を立ち上げまして廃 止後の施設の利活用の対応策や代替施設等について検討をしておるところでありまして、平成 24年度までに関係団体や地域の方と協議をし、決定をしたいと考えております。筑穂老人福 祉センターにおきましては、まだ地域の方とはお話しをしておりませんが、頴田高齢者福祉セ ンターと同様に利用者の方のご意見を聞きまして、併せて地域住民の方、関係団体と協議いた しまして、その方向性を決定したいと考えております。

社会・障がい者福祉課長

忠隈住民センターにつきまして、現在の検討状況をご説明いたします。忠隈住民センターに つきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、管理に要する経費が年 間1千万円以上を要することから、第1次実施計画におきましては平成22年度の指定管理期 間満了後に地元に無償で移譲し、土地は無償貸与となっておりますけど、必要な経費を財政支 援することといたしております。また、地元のほうがそのことを希望しない場合は、平成 21年度末までに施設のあり方について再度検討し、決定することといたしております。この ようなことから、地元の10自治会の会長と昨年1月及び7月に協議をいたしました結果、そ の中の主な意見といたしましては、忠隈地区は特に高齢者が多く、人の問題もあるため地元で 管理することは困難である、施設を維持管理する財源や技術もなく、地元で施設を所有するこ とも無理がある、また、年間1千万円の経費ではこのまま存続することは難しいと思うが、地 元のシンボル的な施設であり地域コミュニティの場となっている、地元としてもできる限り協 力をするので、小さなお風呂を造るとか利用日や利用時間を制限するとか、何とか存続してほ しい。また、代替案といたしまして、お風呂のない世帯はお風呂を設置すること、隣接の民間 施設の利用等については現居住地のスペース的な問題、また高齢者世帯での火災の心配、また 交通事故などの心配がある。このような意見が出されまして、現時点では地元への移譲という 方針については難しいと考えております。このため、現在におきましては施設の移譲から施設 を地元へ貸与するという方針に切り換えまして、また忠隈住民センターが、地域が行う福祉ま つりや会議等の活動拠点として地区公民館的な役割を担っていることから、運営母体を地域の

活動団体とした中で、施設の運用の縮小、浴場の管理業務を別途業者に委託する、必要な財源 を協議のうえ市が支援する、このようなことについて現在、検討を進めております。今後は、 忠隈住民センターの利用日や利用時間の見直しの検討を行いながら、地元自治会、地域団体及 び関係各課と協議を進めまして、できるだけ早い時期にその方向性を決定してまいりたいと考 えております。

川上委員

一つ戻ります。116ページにあります保健福祉総合施設。穂波、庄内の関係ですが、入浴施設を廃止含めて検討ということだったんですが、その理由が民間施設との競合ということで、 ほんとに競合するのかということをお尋ねしておりました。アンケートなど取って調べてはどうかという提案をしておったんですが、アンケートを取られたように聞いております。そこで、 その結果をどう見ておるのか、お尋ねしたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

民間施設は役割分担や利用実態等を総合的に快適に整理し検討するということに対しまして、 利用実態の調査を目的として庄内保健福祉総合センターと穂波福祉総合センターの両センター の浴場利用者を対象としたアンケート調査を昨年9月に実施し、その結果を取りまとめており ます。内容といたしましては、大きく、利用者の居住される地区とか利用される頻度、そして 利用される理由、この三つの大きな視点についてお尋ねをし、約1ヶ月間実施しました結果、 庄内保健福祉センターのほうで184名、穂波福祉総合センターのほうで150名、合計で 334名の利用者からの回答を得ております。利用者の居住地区と利用頻度につきましては調 査結果のほうに取りまとめておりますが、利用される意向の状況といたしましては、主な理由 を九つの項目を提示し、重複回答を可能として調査をいたしております。調査結果の結論から 言いますと、施設の利便性、それから低料金など、民間施設と競合する部分と公共施設として の持つ地域コミュニティの場、またくつろぎや安全・安心感などの民間とは競合しない部分の 両方の面を併せ持つものと考えております。このため、民間施設との競合というよりは、多目 的ホールやトレーニング室など他の施設利用や施設で行われておりますサークル活動と併せま して、この浴場より有効に活用する必要があると考えております。また、福祉総合センターの 浴場につきましては穂波の身体障がい者用の浴場施設、また庄内の高齢者デイサービスでの浴 場利用など、民間の浴場にはない福祉的な目的の部分もございますので、今回の調査結果を含 めまして利用者や地域の意見等を十分聞きながら、今後、関係各課と協議を進めてまいりたい と考えております。

川上委員

ぜひ公的役割を強めていただきたいと思うんです。市場原理主義の中に公的役割を投げ込む かのような閣議決定を引っ張り出してきて、対象外ですよ、もともと。それを引っ張り出して きて、探さなくてはわからない位の民間施設との競合、これを口実にして浴場廃止を含めて検 討すると、いまだにうたっているわけですね。時代遅れも甚だしい。これについては、「浴場 廃止を含めて」というのは削除していくべきだと思います。それから、原油高騰の関係を理由 にして利用時間を縮減していた時期があるんですけれども、思い切って利用者のためにという ことで利用時間を回復されました。私は数少ない英断だと思っております。その後、利用者は どのように喜ばれておるか、その他について影響を伺いたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

今、質問委員が言われましたように、平成20年5月頃からの原油高騰により、20年 10月から21年5月一杯まで穂波、それから庄内、それから忠隈住民センターの浴場の利用 時間を短縮して行っております。この結果、一定の燃料費等の節減効果は図られましたけど、 その後、燃料費の低下に伴いまして、短縮期間に発生しておりました夕方時において非常に混 雑しておったような問題もありましたことから、利用者の利便性を回復させるために開場いた しております。この間の状況といたしましては、まず穂波の福祉センターにつきましては、だ いたい例年、5%前後利用者が増加しておりましたけど、時間短縮に伴いまして利用者の伸び が非常に少なくなっておりました。しかしながら、6月から解除した後、7月頃から利用者の 増加傾向が見られまして、例えば今年の1月と比較しますと、平成19年度、時間短縮をする 前の、平成19年度の利用状況を3%以上、上回るような利用状況まで回復いたしております。 また、ハーモニーにつきましては同じく6月から解除いたしまして実施いたしましたが、 8月・9月に一部ボイラー等の故障がありまして浴場を一部使用できない期間がありましたの で、実質的にはだいたい10月頃から回復傾向にあり、1月には、同じく平成19年度、時間 短縮を行う前の年度の同じ時期の1月の利用状況を上回った利用者が来られております。それ から忠隈住民センターにつきましても、時間短縮を解除した後、6月に同じようにボイラーの 故障がありまして、約1カ月近く休業いたしましたが、その後も順調に回復し、同じように 1月には、平成19年度の利用者数を上回る利用状況となっております。利用者の反応といた しましては、指定管理者等から、また現場職員等から、窓口等で喜ばれていたという報告は受 けております。

川上委員

126ページの保健センターなんですが、今日、資料が提出されております。平成21年 8月1日から飯塚保健センター、その他、移転統合したと書いてあります。クーラーのきかな い、あるいはききにくい保健センターから新しいところに移転したんですが、手狭ではないか なという気がするんですけれども、そのようなことはありませんか。

健康増進課長

平成21年の8月1日から穂波庁舎の3階に、統廃合いたしまして移転をしておりますが、 従来は穂波の保健センター、庄内の福祉総合センター、それと西町の飯塚保健センターに分散 しておりました。その大部分が西町の飯塚保健センターに行ったわけですけれども、今回の 3階の部分につきましては部屋もかなり広うございますので、先ほど委員がおっしゃったよう に手狭な状態ではございません。

川上委員

移転の時期の問題についてなんですが、ちょうどこの頃ですね、新型インフルエンザに対す る対応が徐々に、あるいは急速に国・県の責任で一定の混乱も伴いながら対応に追われた時期 だと思うんだけれども、この移転時期に重なって混乱をしたということはありませんか。

健康増進課長

確かに、8月時点で徐々に新型インフルエンザの感染が拡大しておりましたが、その時点で はまだ国、県からの情報を市民の方に広報するという活動が主なものでございました。その部 分につきましては本庁のほうで対応いたしておりましたので、混乱はありませんでした。

川上委員

もともと本庁健康増進課と各センターがばらばらだったんですが、移転統合したといっても 本庁健康増進課とはそれなりの距離があるわけですね。これについて、矛盾はないですか。も う少し言いましょう。健康増進課の機能を保健センターに一部移転というような必要性は感じ られないか。

健康増進課長

現在、本庁の健康増進課でやってる事業といたしましては、国民健康保険、後期高齢者、乳 幼児、そういったものを担当しております。保健センターのほうでは健康づくり事業と感染症 の予防と、そういったちょっと違いがございますので、そこが別のところにある不都合という のは、そんなに感じられておりません。ただ、事務連絡をする部分で、いちいち本庁と穂波の 保健センターでの行き来になる分は、時間的な口スはあるのかなとは思っております。

川上委員

143ページの市営住宅についてです。管理の民間委託の問題について、つまりは指定管理 者制度の導入について、市長から提案があって議会は昨年否決したところなんですけれども、 その後、皆さんのほうでこの指定管理問題を含めてですね、民間委託について検討されてるこ とがあるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

建築住宅課長

市営住宅の指定管理制度の導入につきましては、昨年、条例の改正を上程させていただきま して、当特別委員会でご審議をいただいたわけでございます。その中でたくさんのご意見を頂 いておりますので、指定管理制度につきましては一からの見直し、また十分な内部検討をして いく必要があると考えておるところでございます。

川上委員

当面の建て替え予定のある住宅はどこですか。

建築住宅課長

建て替えにつきましては、今、新弁分団地を建て替え中でございますが、次に建てかえ予定 といたしましては、相田団地を予定しております。

川上委員

近年、新しく建てたところ、それから当面建て替える予定のあるところ、相田団地ですね。 それだけても指定管理にしようというような考え方はないですか。

建築住宅課長

現時点ではそのような考えはございません。

川上委員

市営住宅の管理について、民間に任せることがどれだけ不都合があるかということについて は、共産党としても指定管理者制度導入の折に展開したところです。で、あなた方が実施計画 の中でこの方向をうたっている以上、今後、再び指定管理者制度、規模を小さくしたりいろん な工夫をして提案されるのではないかと心配するわけですね。もう二度と、指定管理者制度を 導入しないというようなところまでは教訓は深めていないわけですか。

建築住宅課長

先ほども申しましたように、現時点では指定管理制度導入については考えておりませんが、 委員の皆様方からのご意見の中で個人情報の保護の問題、それから入居者の安心とか信頼とか、 そういう問題、それから指定管理したときの地元の受け皿があるのか、というような課題も多 いことから、今後も調査研究をしていきたいと考えているところでございます。

川上委員

もともと、ほかの分野でもありますけれども、実施計画に書いてあることだからやらざるを 得ないというような思いで、皆さん方は取り組んである面もあろうと思うんですよね。で、や っぱり実際にやってみて、住民の皆さんからの批判を浴びて、あるいは公共の福祉の増進にか み合わない、あるいは逆行するというようなことが明らかになった場合、とりわけ提出議案が 否決されたりした場合については、引っ込めておくというだけではなくて、実施計画そのもの が否定されたわけだから、抜本的に見直して実施計画にも手を付けていくということが当然必 要だと思うんですね。それは、私は皆さん方の職責ではないか、決めたものは変わらないとい うわけにいかないというふうに思うわけです。

次に、193ページの地方卸売市場の項目に移ります。水産、青果、花卉ということがある わけですけれども、それぞれの施設の耐用年限が気になるわけです。で、私は、必要ならば一 定の手を尽くしてですね、耐震補強も含めて延命する必要があると考えるわけですけれども、 現状どのように認識されておるか、お尋ねをいたします。

農林課長

ご承知のとおり、この飯塚卸市場につきましては昭和43年、44年におおむね国庫補助を

受けて建てられたものでございまして、内容的に、法的な償却でいきますと38年から40年 ぐらいが償却年数でございまして、事実上、現在おおむねの建物が過ぎてるわけでございます が、幸いにも建築当時、鉄筋とか木造の部分じゃなくて鉄骨づくりで建築されております。そ の分で、合併前から各種、必要なところにつきましては補修とかやっておりまして、今日まで 来ているというところでございまして、今後につきましてはできるだけそのような方向で、当 地内に管理事務所を置いておりますので、管理事務所の見回り点検等を含めまして十分な点検 等を行いまして進めていきたいというふうに考えております。

川上委員

施設の老朽化に伴う大規模改修工事等の当面の必要性はないということなんですね。

農林課長

償却年限、年数を過ぎておりますので、全く必要ないかということでございましたら、通常 であれば建て替え等を検討とかいう形になってくるところございますが、現状の点検等でこの まま継続して使用が可能という判断を持っておるところでございます。

川上委員

実施計画と全く違うことを答弁されたわけです。それで、この民営化問題です。民営化問題 を言いますと、あなた方は現在の卸売会社単独か、共同管理会社に、話が決まり次第民営化を 進めたい、進めると言われていたんです。で、スケジュールは、もう今年の4月から進めると いうことだったんですね。現状どうなっていますか。

農林課長

資料にも示していますとおり、関係卸売会社、卸売組合関係機関と、ただ今協議中でござい ます。

川上委員

それで、卸売会社のうち、あなた方が特別扱いしてきたのが新筑豊青果なんですね。なぜ特 別扱いをしてきたかと、事情がわかりません。わからないんだけど、この株式会社140万株 のうち、本市が41,580株を持っていることがこれまでの委員会の中で答弁がありました。 で、この会社が単独か中心になって、水産あるいは花卉を含めて共同管理会社をつくるのかな というような答弁だったのではないかと思うんですが、2月1日付けでこの筑豊青果が、大分 中央農産、後藤春男社長と書いてありますけども、後藤春男社長と持ち株会社アインバンド ホールディングスというのを設立しました。それで、この新筑豊青果というのは、このホール ディングスの完全子会社になったわけです。で、齊藤市長はこのホールディングス社の株主に なってるわけですね。それで、このことが今後の民営化問題にどういう影響を与えていくのか、 どうお考えなのかお尋ねします。

農林課長

その前に、冒頭に委員が言われました民間移譲の場合の筑豊青果が中心なって管理組合とい うような答弁ということでございましたが、そのときの答弁は、そういう形も、受け皿となる 共同会社もありますし、それぞれの現卸売会社がそれぞれの開設権を持つという、それが一番、 管理監督をしてます県の許可がすぐに下りるということでございますので、改めてその分を説 明しておきたいと思います。それから、新筑豊青果がホールディングスになった関係で民間移 譲にどのような影響を与えるかということでございますが、現段階では新筑豊青果と交渉して いるわけでございますので、それがアインバンドホールディングスという株式会社、持ち株会 社に移行したことに関わって、何ら影響は、その件の協議において影響はないというふうに考 えております。

川上委員

果たしてそうでしょうか。新筑豊青果のホームページにはですね、本格的にこの分野で仕事 を進めていく条件ができたと勝ち誇ったように書いてるわけですよ。そこで、前回11月 13日の当委員会で、新筑豊青果が昨年、担当課長を通じて飯塚市保有株を売却してもらいた いという申し出をしておった事実を明らかにしたわけですけれども、市長はそのことについて 事実上、調査をする、確認するという答弁をされたんですね。株主だし。それで、調査された と思うんだけど、その新筑豊青果、松本久雄社長がどういう意図で飯塚市の41,580株、 取得したいと言ったのか、調査の結果をここで聞かせてください。

農林課長

前回にもご答弁しましたが、公式には、正式には市のほうに譲り受けたいという申し出はあっておりませんので、そのことをもう一度繰り返しておきますが、そのときにどういう意図であったかということで新筑豊青果にお話をお伺いしましたところ、市だけじゃなく現在発行済みの株式を、譲渡できるものは譲渡の申し込みをしている、と。市に対しては当然、まだ正式に申し込みをしてないわけでございますが、その理由としましては、新筑豊青果全体の株式が今、140万株ほどございます。その株の、それぞれ190人ぐらいの方々が持っておられるわけでございますが、一つは株主数を整理することにより円滑な会社運営を図ることと、もう一つが、もし今、譲渡の申し込みをしているところの受け皿として、社員の持ち株会に保有をしている、と。これは、持ち株会に利益が還元されるとなれば、社員全員に公平に利益が還元され会社の利益イコール社員全員の利益となることから、必然的に社員の勤労意欲が増し、企業運営に対し相乗効果が生じることと考えているということでございます。

川上委員

それは、社長がそう言うかもしれませんね。しかし、飯塚市の株を買いたいっていうことで すから、飯塚市が保有している株を買いたいということですから、そんな生易しい話じゃない でしょう。もともと飯塚市が保有している株は、昔から持ってるわけじゃないわけでしょ。こ れ、仲買人さんたちの株を飯塚市が、彼らに言わせれば半強制的に買い上げたものをというふ うに言われてますよ。だから、飯塚市が放出するのであれば、自分たちに返してもらいたいと いうふうに言われてるわけです。だから、そのことはちょっと置きますけど、だから、飯塚市 が今年度末で出来るだけ早く民間に移譲したい、で、主な相手は新筑豊青果ということで交渉 してきたわけでしょ。その交渉がまだ本格化する前から新筑豊青果はこういう、ホールディン グスをやろうという準備をしておったんじゃないですか。それであなた方は、仲買人さんも含 む関係者との説明会とか懇談会の中で、とにかく2月1日までには飯塚市としては決着をつけ たい、民営化を図りたいと言ったことはありませんか、経済部長。

経済部長

私も、仲買人の組合の方に民間移譲に対するご説明をしに、同席をしておりますが、本年の 2月1日を目処に民間移譲を図りたいということを言ったことは、一切ございません。

川上委員

私は、市の幹部が2月1日とは言わないけど2月から実施したいというふうに言ったという 話を聞いております。ここは水掛け論になるかもしれないけど。それが、アインバンドホール ディングスの設立と重なるわけですよ。それで、これは、あなた方は12月に新聞に載って初 めて知ったことなのか、それとも、これこれこうだから飯塚市の株を買いたいと言われたのか、 部長、そこのところ答弁してください。

経済部長

その2月1日というのがですね、この持ち株会社の設立の日と一致するということから、委員が申されていることは私としても理解いたしましたが、この持ち株会社設立につきましては、臨時株主総会の招集通知ということで昨年の暮れに通知が来ております。でありますから、その時点で私どもは、こうした持ち株会社を設立したいという意図を持ってあるということは承知をいたしました。がしかし、委員ご質問の、仲買人の組合に対する説明会はそれ以前、7月頃からの時期から行っておりまして、その時から私が冒頭のご挨拶の中でも申し上げてきたこ

とは、皆さんのご理解を頂いてこうした民間移譲の手続を進めていきたいということで、終始 一貫してそういった説明をしてまいってきております。

川上委員

もともとの実施計画では、4月から遅くとも民営化するということになってるんで、普通に 考えると2月頃には協定も結ばないといけないというようなことになるのでご理解いただきた いということで、必然的に今年の4月に向けて集中するというのは、あり得ることです。しか し、飯塚市保有の株を売ってもらえないかとの打診があったのは、その7月以前じゃないです か。そのときに新筑豊青果側から、先ほど答弁があった事実とは違って、この会社の設立につ いて相談があったのではないかと心配するわけですよ。そういう事実は一切ありませんか。

経済部長

先ほどもご答弁申しましたように、臨時株主総会招集の通知とほぼ同時期に、こうした持ち 株会社を設立したいというご説明は新筑豊青果のほうからございましたが、それ以前はござい ません。

川上委員

そこでアインバンドホールディングスの株主になったわけですね、本市が。これはどういう ことになりますか。飯塚市がそういう会社の株主だということについて、今後。

農林課長

持株会社の設立が双方の株主総会で了解のもと共同の持株会社ができたということでござい まして、通常の市場における商法上の取引で新たな会社ができたことでございますので、その 株主総会の議決をもって、市の保有株がアインバンドホーディングの名義へ変わるということ でございまして、そういうことでございます。

川上委員

そこで、先ほどこの41,580株の由来についてはお話をしました。それで、もともと保 有されていた方々の気持ちも今お話しましたね。飯塚市が、この卸売市場の運営についてきち んと責任を負う。いろんな意味での調整も図れるように補償のひとつとしてという口実で取得 したわけでしょ。ですから、私はこの41,580株、激動の状況になってるわけですから、 卸売市場は。もともと個人消費が冷え込んで物が動かない、売れない、売れても赤字という状 況中で、必死の思いで皆さん仕事してるんだけど、そういう状況の中でこういう形が出てきた。 このときに飯塚市が仮にも自分たちばかりではないけれども、保有する株を新筑豊青果に売却 してしまうと、譲渡してしまうということになると、大変な影響を与えると思うんですが、そ れはどう思われますか。

農林課長

何度も繰り返しますが、公式に正式に譲渡の申し出があったわけでございませんので、市が 保有してます株数で41,580株額面50円でございますが、この株をどのように新筑豊青 果さんに売却するかという検討も入っておりませんし、仮に申し出があった段階で市がこの株 を手放そうという答えを考えましたら、どういう形で売却するかは検討をするような形になろ うかと思います。それで売却先につきましては、仮に筑豊青果さんから申し込みがありまして も、筑豊青果さんに対する売却が決定するかどうかは今の段階で全く申し出があっておりませ んので、検討しておりませんので、お答えはできかねるということでございます。

川上委員

そんな答弁を聞いてるわけやない。そんなこと聞いてない。売るべきではない、新筑豊青果 には、正式の申し出がないと言われたんだけど、打診はあったわけでしょう。今の話だと、正 式に申し出があったらそのときどうするかを検討しますと、そのとき必ずしも新筑豊青果に売 るかどうかわからんけど検討するということでしょう。そうすると何のためにこの市の保有株 があるかどうかわからなくなるでしょう、意味がわからなくなるでしょう。私は、市の公的関 与を保障する1つの手当としても、この株を売るべきでないと思うんだけど、新筑豊青果には、 市長どう思われますか。

経済部長

農林課長がお答えいたしましたが、正式に新筑豊青果さんの方から株の譲渡の譲り受けの申 し出があった場合、委員ご指摘の市が保有するに至った経緯も踏まえた中で、そのときの株式 の状況等を総合的に判断をして決定をいたしたいと考えております。

川上委員

私は、申し出があった段階で総合的に検討して売らないとするべきだと考えます。総合的に 検討して決定するという中には、新筑豊青果に売るということは選択肢として入るわけでしょ う。こんなことを卸売市場で言い始めたら大変なことになりますよ。市場審議会でも、真剣に そこは意見が出たんです。あなたもおられたでしょう。次に、198ページの本庁、支所、出 張所のことについてお尋ねをします。市営駐車場を有料化するという理由に、市役所や飯塚総 合会館に関係のない車がとまっているというのが理由のひとつにあげられてるんですね。不思 議な理由です。このことについて、どこまでどのように考えておられるのかお尋ねします。

総務課長

行財政改革実施計画の中に上げられております来庁者用駐車場の有料化つきましては、この 実施計画の見出しにもありますように理由としては3点ほど考えられるかと思います。まず 1点目は、歳入の確保を図るという点でございます。2点目といたしましては、特に本庁舎に おきまして来庁者用の駐車場の管理の適正かといったものを図るということが1つ目的として あろうかと思います。3点目といたしましては、時期によってはこういったことで満車になっ て市役所に来庁された方が空き待ちのためにすぐには駐車できないというような事例が見受け られになっておりますので、そういった問題を解消するという意味での市民サービスの向上と いったことが理由と考えております。

川上委員

あそこで車を管理する人を、あなた方が行財政改革の名で削減したときからこういう事態は 想定できたんじゃないんですか。直接関係のない方が車を置いて、そのために本当に必要な方 が置けなくなるんではないかと、それは本会議でも同僚の議員からも指摘のあったところです よ、繰り返し。そのときに、その事態に乗じてというか有料化図るというのは私は本末転倒だ と思うんです。市役所からどんどん市民を遠ざけることになりませんか。あなた方が機械的に 差押状を送るでしょう。そして呼び出すじゃないですか。そういうときにも相談しに来るのに 来にくいでしょう。少し筋を通して考えていくと、この有料化というのはおかしいということ がわかると思うんですね。しかも、これはのがみの横の駐車場、東側の駐車場を今いってるわ けでしょう。これは、その先は穂波の支所、筑穂の支所、頴田の支所、庄内の支所というふう になっていかざるを得ないでしょう、あなた方の理屈からいえば。私はこういう切実な行革と いうのかな、逆立ちしたやり方はすぐに止めるべきだと、もう少し、市長だって言われたでし ょう、生活者の視点とか、住民の視点と、これから言えば、市役所と市民の間をもう少し近づ けるように考えるべきだと思うんだけども、この有料化について考えやめるということになり ませんか。

総務課長

実施計画の中では、来庁者につきまして無料で利用できる時間もあわせて検討するというようになっておるところでございますので、来庁者の方々に負担がかからないような形での検討 を今後進めてまいりたいというように考えております。

川上委員

逆なんですよ。無料を続ける。あなた方がどうしても飯塚市の土地で金もうけをしたいということだったら、真夜中開ければいいじゃないですか。法律と調整した上で、貸し出せばいい

じゃない、宿泊料金をとって、やっぱり一切来庁者に対しては有料化というのはだめだと思い ます。それから支所の活用について、例えば筑穂の支所について農林課を分庁で来ていただけ ないかという請願が出ましたでしょう。その後にどういう検討されていますか。

行財政改革推進室主幹

今委員が言われたように、飯塚市の自治会連合会筑穂支部、これにつきましては8施設を実施計画素案についての意見書をいただいております。その中で筑穂庁舎の利用についてという ことで、特に筑穂地区においては農業を主幹産業として発展してきており、今後も農業の活性 化は不可欠であると思われるので、農業関係機関の導入を要望するという意見書が提出されて おります。これは、平成20年12月の26日に提出されております。これにつきましては、 筑穂支所庁者だけではなく他の支所庁舎も含めまして余裕スペースにつきましては有効利活用 施策を内部検討委員会で検討いたしております。その中では、分庁分室の拡大等も含めて検討 いたしております。今の段階では、はっきりした方向性は決まっておりませんが、出来るだけ 余裕スペースにつきましては分庁分室の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

川上委員

212ページの飯塚総合会館です。総合会館については、市が一部市の会議室として確保を したうえで、残りを立岩公民館管理ということで、市民が利用できるスペースがその分減った わけですね。それで市民の利用について不便が生じていないかどうか、掌握したことがありま すか。

中央公民館長

旧飯塚総合会館につきましては、本年度の4月よい立岩公民館ということで始めております が、4月から12月までの利用件数でいいますと20年度が344件、21年度は329件で 約15件のマイナスということになっております。使用料金で申しますと、20年度が 270万9,000円、平成21年が223万円余りでございます。差し引き約マイナスの 47万円程度と考えております。多少の落ち込みがございますものの、減免が増加した分市の 主催会議等のふえたことによります若干の減があるということが否めないと思っております。 公民館に変わったことによりまして、利用者からの苦情等は今のところございません。

川上委員

市の会議室をとったことによるというか、その影響もあって47万円ほど収入が減っておる ということなんですね。それで市の会議室の利用状況はいかがでしょうか。

総務課長

現在、本庁舎の方で会議室が10カ所ほどございますが、例えば今日を例にとりますといず れの会議室も何らかの利用があってるというような状態で、会議室は不足気味というような状 況でございます。

川上委員

飯塚総合会館の中に新たに確保した会議室の利用状況をはどうですか。

総務課長

立岩公民館中に三階にございます会議室につきましては、利用状況としては現在利用をよく されてるという状況にはございません。といいますのが、ひとつは内線電話が通じていないと いうことと、それともうひとつは、やはり午後10時までということで鍵の受払い等が必要で あるということ、それと時間内でいいますと現在201,202会議室と同様に総務課の文書 総務係を通しての予約といったものでしておりますので、そういったことで利用が芳しくない と、また11月以降の状況で申し上げますと、現在総務課の方で文書整理事業等を予定してお りましたので、利用を抑制していたというような面もあろうかというふうに考えております。

川上委員

総合会館から市民を締め出して、かなり反対もあったでしょう、議会からも、私は反対しま

したけど。それを押し切って確保した会議室が、内線がないだとかいうことで使ってないということなんですね。収入は40何万円落ちたと、これがあなた方の行財政改革の路線として出てきたことなんですよ。市の会議室には暖房は付いてるんですか、クーラーも付いてますか。

総務課長

立岩公民館内の会議室と言うことと思いますが、こちらについては冷暖房付いております。 ただ、備品等の関連がちょっとございますので、たくさんの方がいっぺんに集まるといったよ うな場合だとちょっと備品が不足するといった面はあろうかと思います。

川上委員

備品の話はよくわかりませんけども、冷暖房完備なんですよ。いつでも使える状態でしょう。 であなた方は使ってない、クーラーがあり、暖房があるところを。一方あなた方は、これを、 使えない会議室を市民を追い出して確保したんだけど、一方で市民には何を開放したかという と、飯塚集会所じゃないですか。昼間しか使えない、冷房も暖房もない、これがあなた方の行 財政改革なんですよ。もう少し住民のためのサービスというか、住民の立場に立って物を考え るということをやっぱり予想しないといけないじゃないですか。やってみて初めて気がつくよ うなことじゃないんじゃないですか、これは。何で飯塚集会所に暖房を入れないんですか、 クーラーも入れないんですか。夜は使えない、おかしいでしょう。次にオートレース場です。 217ページ、今日は部長、課長が緊急の出張でおられないとお聞きしておりますが、昨年 11月に齊藤市長が南九州市に行かれて、行政協定を結ばれておるように聞いております。そ の後、お答えいただける範囲でどのようになっておるか伺いたいと思います。

市長

確実の話ではございませんけれども、現地の方から話として今造成に入ってるとか道路がい つごろできるとかいうような形で、時期的には3カ月、4カ月遅れるような話ではございます。 早く進めていただきたいという要望はしております。

川上委員

場外オートレース場、場外車券売場については、本場の経営危機を打開するひとつの有力な 課題だという主張をされておりました。そういった中で、施設の整備も相当なお金をかける。 それからJKAの交付金の支払いもしないといけないという出費が重なっているんですが、私 は本場の経営の苦難を他都市の他自治体の住民に押し付けるようなことではいかんと思うし、 ましてそれがうまくいかなからといって、仮にうまくいかないからといって、都城とかうまく いってないわけだけども、いかないからといって、包括的民間委託をやろうというような実施 計画はまずいと言い続けておりました。今の段階でもなかなかこの包括的民間委託に手をやら ないんだという答弁を、部長が繰り返しておられたと思うんですが、そうであれば場外の出来、 不出来に関わらず、この包括的民間委託というのはやめる必要があるんじゃないかと、発想と してね、いうように思いますので、これについてはそのように述べて質問を終わりたいと思い ます。

委員長

次に、質問通告がなされております八児委員に質疑を許します。

八児委員

そしたら簡単にやりたいと思います。学校関係ですけども、小中学校にアンケート調査をや っておられますけども、再編整備について、これを受けて、どのような形で具体的に再編整備 がなされていくのか、今後のスケジュールを少し教えていただきたいと思います。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほどこのアンケートについてご説明しましたけども、市内の中学校以下の保護者全員の方 約12,000名及び学校の教職員700名及びその他地域の方に2,000名についてアン ケートを今月いっぱいで実施し、3月いっぱいでその集計を実施して、一ヶ月程度関わりまし て内部の検討としたいと思っておりますが、当然のことながら直接子どもさんに関わる方々の ご意見ですので貴重な意見だと思っております。その後当然教育委員会内部での素案もいろい ろ策定を一旦いたしておりましたが、そのアンケート結果、貴重なご意見も加味しながら最終 的には市の教育方針なり市のまちづくりの方針なりも検討を加えながら最終的な実施計画素案 ができていくと思いますが、スケジュール的には今申しましたとおり5月になって市民の方及 び本委員会等へのご報告をする予定ですので、それからさらに結果や教育委員会の考え方をも ちまして、各中学校区単位に説明に入ると考えてますので、その後先ほど言いました素案の策 定、それから教育委員会の素案が出来ましたら第2次実施計画へ移行していくものと考えてお ります。

八児委員

22、23年で決定するということでしょうけども、しっかりここらへんは我々も具体的に どのようなかたちでされるのかじっくりお聞かせ願いたいと思いますので、今後もアンケート 調査についてもしっかりと教えていただきたいと思います。これを要望して終わります。次に ついては取り下げますので終わります。

委員長

次に、通告外の質疑を許します。

安藤委員

この学校のアンケートについてお聞かせ願いたいんですけども、これはいろんなものに今後 生かしていくっていうことだと思うんですけれども、まずこのアンケートを見たときにすごく わかりづらいと思うんですね。この回収は全家庭から回収されると思ってるんですか。それは もう義務化的な部分でされる予定ですか。回収されるのに回収率がひょっとしたら低くなるん じゃないかなっていう危惧もしたりするんですけれども、そういう部分はどのようにお考えで すか。

学校施設等再編整備対策室主幹

まずアンケートの回収率につきましては、先ほどから申し上げてますように各私立、公立保 育所、幼稚園、小学校、中学校、中学校につきましては日新館の私立中学校も含めて考えてお ります。学校を通じて配布回収をお願いしてますので、その分の回収率についてはかなり高い 回収率だと思っております。それ以外に郵送においてお願いした分の回収率については50% 程度を見込んでおりますので、合わせましたら70%ぐらいの回収率になるものかなと思って ますし、またこのアンケートについては強制力はございませんので、今日までに40件ほど問 い合わせがあってますが、高齢だからできないよとか子供はいないからしないよとかそういう ような問い合わせもございまして、今言います様な回収率に落ちついてくるんでないかと思っ ております。

安藤委員

それとこのアンケートの内容についてなんですけど、この点は対策室ですべて、教育委員会 内で決められたということでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

アンケートの内容については、先進地のアンケート内容や文科省が今検討重ねてます学校の 問題等の中から参考にさせてもらいまして、素案につきましては私どもが策定し教育委員さん の皆様のご意見も聞きながら2カ月程度かかって最終案をつくっております。

安藤委員

それとその結果について、ソフトウエアセンターのほうに分析しててもらうというふうに書 いてありますけれども、それはどういうふうなかたちというお考えでそのようになさるんでし ょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

本アンケートは、100%返ってくれば14,700程度の件数になりますので、対策室を 二人で実施してますので、とてもそれを1ヶ月間の間に集計分析はできませんので、ソフトウ エアセンターというのはこれ委託をしてはおりますが、これは国の緊急雇用対策事業の委託事 業としていたしております。ソフトウエアーということで選んだのは、市に3者ほど派遣業の 指名を出されている業者がございますが、その中で事前に調査した中でこういうことができな い業者、もしくは途中で辞退された業者ということがございまして、またソフトウエアセン ターにつきましては先ほど言いますように15,0000ぐらいの集計をするためのソフトを開 発する者もいますし、また入力業務が上手な人材を確保することもできると、これはソフトウ エアセンターでパソコン教室をしておりますので、その中から今職を探してる方を職案を通じ て雇いいれるというようなこともございます。

安藤委員

それでは最後に、このアンケートの結果をもって住民の方に説明会を行うというふうに先ほ ど言われましたけれども、このアンケートの何をもってその説明会をされていく予定なんです か。

学校施設等再編整備対策室主幹

このアンケートは、1ページの方でその方がどこの小学校区、中学校区というのが分かるようにしておりますので、そういうような分析を持ってこの校区の保護者の方の意見は主にこういうことがありましたと。それと加えまして、アンケートの結果だけではなくて、このアンケートをもとにして教育委員会がどういうふうに考えますよということまで含んだところをご説明申し上げたいというふうに考えております。

安藤委員

それで再編整備という、これからはこの公の施設のあり方検討委員会の中で一番デリケート なと言いましょうか、一番やっぱり取り組んでいかなきゃいけない小学校と中学校の統廃合の 問題なんですけれども、そういう中で、このアンケートの結果で、それで再編はやめてほしい と、もっとちっちゃな学校も重要視してほしいという意見がたくさん出た場合にはどのように されるのですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほども説明しましたけど、ちょっと説明不足であったようでございます。この公共施設等 のあり方に関する第1次実施計画及び今後策定します第2次実施計画に関わるアンケートでご ざいますが、第1次実施計画におきましてある程度の方向性などを示しておりますし、先ほど 申しましたように教育委員会内の教育の方針なり、市のまちづくりの方針なり等も当然考えな がら再編整備ついては、最終的に考えていく必要があると思っておりますので、例えばよその 委員会でも例として出させていただいたんですけども、既に存続を第1次実施計画で決定して いるような校区がいくつがございますが、そういうところの住民の方、保護者の方は非常に関 心が薄い可能性がございますので、単にその結果だけをもって多数決の原理で決めるというこ とは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

安藤委員

では最後に、これは住民の皆様に本当に理解をしていただけないと、先に進めないというふ うに思っております。ある町では出前講座を開いたり、それから出張座談会を開いたりという ような話もありますので、そういうことも含めて十分理解をしていただけるような取り組みを やっていただきたいということを要望して終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

人見委員

この行革の問題、特別委員会での調査中で相対的に行革の必要性というのがややもすると答 弁から感じられないというか、なんのために議案を出してきたのかとか、そのために時間がか かり過ぎて非常に委員長も四苦八苦されている。そういうことも含めて、しっかりと特に議案 の審議のあり方についてはよくよく連携というか、合議をこれでもかというくらいにやっても らいたい。審議の時間が永遠、長過ぎるという思いがいたすのがひとつ苦言です。それで、 3月の今後議会に向けてこの公の施設の関係で議案として出す案件、予定というのがあるのか ないのか、その点だけちょっと聞かしていただきません。

行財政改革推進室主幹

次回の定例会に、公の施設の関係の議案を上程する予定は今のところございません。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。公共施設等のあり方については継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、公共施設等のあり方については継続審査とすることに決定 いたしました。これをもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたしま す。お疲れ様でした。